

平成24年3月5日

1. 出席議員

1 番	中 村	一 堯	9 番	光 武	学
2 番	稲 富	雅 和	10 番	徳 村	博 紀
3 番	勝 屋	弘 貞	11 番	福 井	正
4 番	竹 下	勇	12 番	水 頭	喜 弘
5 番	角 田	一 美	13 番	橋 爪	敏
6 番	伊 東	茂	14 番	松 尾	征 子
7 番	松 尾	勝 利	16 番	中 西	裕 司
8 番	松 本	末 治			

2. 欠席議員

15 番 橋 川 宏 彰

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長 谷 口 秀 男  
局 長 補 佐 下 村 浩 信  
管 理 係 長 西 村 正 久

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	北	村	和	博
教	育	小	野	利	幸
総	務	藤	田	洋	一郎
産	業	中	川		宏
建	設	平	石	和	弘
会	計	中	村	博	之
企	画	打	上	俊	雄
総	務	大	代	昌	浩
市	民	田	中	一	枝
税	務	中	村	和	典
福	祉	橋	村		勉
保	険	栗	林	雅	彦
農	林	森	田	利	明
農	林	橋	口		浩
商	工	有	森	滋	樹
ま	ち	森	田		博
環	境	福	岡	俊	剛
水	道	松	本	理	一郎
教	育	中	島		剛
生	涯	土	井	正	昭
同	和	中	村	信	昭
農	業	松	浦		勉
監	査	中	島	と	しえ
監	査	植	松	治	彦

---

## 平成24年3月5日（月）議事日程

開 議（午前10時）

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第1  | 報告第1号  | 専決処分事項の報告について（事故による損害の賠償）（報告）                          |
| 日程第2  | 報告第2号  | 専決処分事項の報告について（交通事故による損害の賠償）（報告）                        |
| 日程第3  | 議案第8号  | 鹿島市暴力団排除条例の制定について（大綱質疑、総務建設環境委員会付託）                    |
| 日程第4  | 議案第9号  | 鹿島市情報公開条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）                      |
| 日程第5  | 議案第10号 | 鹿島市水防協議会条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）                     |
| 日程第6  | 議案第11号 | 鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決） |
| 日程第7  | 議案第12号 | 鹿島市職員給与条例等の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）                     |
| 日程第8  | 議案第13号 | 鹿島市立公民館設置条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）                    |
| 日程第9  | 議案第14号 | 鹿島市民図書館設置条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）                    |
| 日程第10 | 議案第15号 | 鹿島市心身障害児通園施設設置条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）               |
| 日程第11 | 議案第16号 | 鹿島市営住宅管理条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）                     |
| 日程第12 | 議案第17号 | 平成23年度鹿島市一般会計補正予算（第6号）について（質疑、討論、採決）                   |
| 日程第13 | 議案第18号 | 平成23年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について（質疑、討論、採決）            |
| 日程第14 | 議案第19号 | 平成23年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について（質疑、討論、採決）             |
| 日程第15 | 議案第20号 | 平成23年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について（質疑、討論、採決）            |
| 日程第16 | 議案第21号 | 平成23年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）について（質疑、討論、採決）               |

- 日程第17 議案第22号 平成23年度鹿島市水道事業会計補正予算（第2号）について  
（質疑、討論、採決）
- 日程第18 議案第23号 鹿島市東部地区デイサービスセンターの指定管理者の指定について（質疑、討論、採決）
- 日程第19 議案第24号 字の区域の変更について（質疑、討論、採決）
- 日程第20 議員提案第1号 鹿島市議会情報公開条例の一部を改正する条例について  
（質疑、討論、採決）

---

午前10時 開議

○議長（中西裕司君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。谷口事務局長。

○議会事務局長（谷口秀男君）

諸般の報告をいたします。

本日、3月1日提出の鹿島市議会定例会議案説明資料の一部について、お手元に配付いたしております正誤表のとおり訂正をしたい旨、市長から議長あてに申し出がありました。そのように訂正していただきますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（中西裕司君）

お諮りします。報告第1号、報告第2号及び議案第1号から議案第24号までの24議案（41ページで訂正）は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

御異議ないものと認めます。よって、報告第1号、報告第2号及び議案第1号から議案第24号までの24議案（41ページで訂正）は委員会付託を省略することに決しました。

日程第1 報告第1号

○議長（中西裕司君）

それでは、日程第1．報告第1号 専決処分事項の報告について。事故による損害の賠償であります。当局の説明を求めます。大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

おはようございます。それでは、報告第1号 専決処分事項の報告について御説明いたし

ます。

議案書の1ページをお開きください。

事故の内容でございますが、平成23年12月29日午後9時ごろ、消防団員が年末警戒における巡視に対応するため、消防積載車を伏原公民館に隣接する広場に駐車しようとして後進中に、積載車の左後部が既に駐車していた他の消防団員の自家用車前方のバンパーに接触し、破損させたものでございます。

平成24年1月31日に示談が成立し、同日に市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告いたすものでございます。

なお、相手方の損害賠償金額284,078円は、すべて全国市有物件災害共済金の保険金で賄っております。

以上、報告いたします。

○議長（中西裕司君）

ただいまの報告について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑はないようですから、以上で報告第1号は終わります。

## 日程第2 報告第2号

○議長（中西裕司君）

次に、日程第2、報告第2号 専決処分事項の報告について。交通事故による損害の賠償であります。

当局の説明を求めます。大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

報告第2号 専決処分事項の報告について御説明いたします。

議案書の2ページをお開きください。

事故の内容でございますが、これは平成24年1月13日午後9時30分ごろ、市道東町～西牟田線におきまして、火災現場に出動した消防団員が、消防積載車を市道内にある地下式消火栓に接近しようとして後進中に、市道わきに停車されていた自家用車の左側後部に接触し、破損させたものでございます。

破損部分につきましては、平成24年2月15日に相手方と示談が成立し、同日に市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告いたすものでございます。

なお、相手方の損害賠償金額235,095円は、すべて全国市有物件災害共済金の保険金で賄っております。また、今回の事故に関しましては、相手方の自家用車の運転手が現在通院

加療中でありますので、その分につきましても示談が成立次第、御報告することといたします。

先ほどの報告第1号とあわせ、消防積載車による事故につきましては、後進の際の車の誘導など、安全運転に十分配慮するよう徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上、報告いたします。

○議長（中西裕司君）

ただいまの報告について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑はないようですから、以上で報告第2号は終わります。

### 日程第3 議案第8号

○議長（中西裕司君）

次に、日程第3. 議案第8号 鹿島市暴力団排除条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

それでは、議案第8号 鹿島市暴力団排除条例の制定について御説明いたします。

議案書は10ページから13ページでございます。

まず、提案理由ですが、暴力団の排除に関する各種施策を推進し、市民の安全で平穏な生活を確保し、健全な社会経済活動に寄与するため提案するものでございます。

これは全国的な暴力団排除に関する機運が高まる中において、特に佐賀県を含む北部九州地方において暴力団に関係する事件が発生しており、県では暴力団の排除活動を推進するため、暴力団排除条例がことしから施行されることになりました。そして、暴力団の排除を徹底するためには、県条例とあわせて、各市や町でも条例を制定し、取り組むことが必要であるという認識のもとに立ったものでございます。

条例案の内容でございますが、議案書の11ページをごらんください。

第1条は、先ほど申し上げました目的でございます。

第2条は、用語の定義を規定しております。

1号の暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定するその団体の構成員が集団的に、または常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいいます。

2号の暴力団員とは、その暴力団の構成員をいいます。

4号の暴力団等とは、暴力団、あるいは暴力団等、それから、暴力団と密接な関係を有する者をいいます。密接な関係とは、不正な利益を図るために暴力団を利用したり、暴力団の維持運営に協力したり、暴力団であることを知りながら利用している者などをいいます。

12ページの第3条では、暴力団を恐れない、資金を提供しない、利用しない、暴力団事務所を開設させないなどの基本理念をうたっております。

第4条は、市の責務として暴力団の排除に関する施策を総合的に推進することを規定しております。

第5条では、暴力団の排除を実現するために、市民や事業所の責務、情報の提供に関する市民等の責務について規定しております。そして、お互いに連携、協力を図り、一体となった取り組みを推進することとしております。

第6条は、市が発注する公共工事や契約、そのほか事務事業全般にわたり暴力団を排除する措置の規定でございます。

第7条は、暴力団が市の公の施設等を利用することにより、暴力団に利益をもたらすことがないように、必要な措置を講じるものとして規定しております。

13ページの第8条及び第9条は、市が市民等に対する情報提供や広報、啓発に関する規定でございます。

第10条は、中学校において教育が行われるよう必要な措置を図るための規定でございます。

第11条は、市民による暴力団員等に対する財産上の利益の供与の禁止を規定したものです。

第12条は、委任規定でございます。

なお、今回の条例につきましては、県内すべての市や町において足並みをそろえ、ほぼ同様の内容で4月1日の施行に向けて提案をしているところでございます。

以上、説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（中西裕司君）**

これより質疑に入りますが、本議案は常任委員会付託が予定されておりますので、議案に直接関係ある大綱質疑をお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。14番議員松尾征子君。

**○14番（松尾征子君）**

おはようございます。14番です。

暴力団の問題につきましては、私たちは以前は映画かどこか遠くのもののような感覚で受けとめておりましたが、最近では本当に身近なところでいろんな問題が起きているということで大事な問題だと思っておりますが、1つだけお尋ねをしたいと思っております。1つだけというか、2件お尋ねをします。

まず、11ページの定義、2条ですね。2条の中で「暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」云々ということで、「第2条第2号に規定する暴力団をいう。」ということですが、具体的にどういう者をいうのかですね。どこまでがどうなのか、私たちもよくわかりませんので、その辺具体的にお知らせください。

**○議長（中西裕司君）**

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

第2条第2項に規定するところの、その団体の構成員が集団的に、または常習的に暴力的不法行為を行うことを助長するおそれがある団体といたしまして、これは今、指定暴力団がほとんど、9割以上の方が指定暴力団に指定されております。その中では構成員はすべて公安委員会の名簿に掲載されている、この方たちを暴力団ということになっております。

以上です。

○議長（中西裕司君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

それでは、そういう登録されている人たちだけが対象と、団体だけが対象ということですが、鹿島市においてもそういうのがあるのでしょうか。

○議長（中西裕司君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

佐賀県警察本部の情報によりますと、1組織ございます。鹿島市内にですね。

○議長（中西裕司君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

はい、わかりました。私たちもどういう形で動きがあっているのかというのは十分つかめておりませんがね。もしかすると、私も仲よくしているかもわからないというような、やっぱり同じ市内にありますとね、そういうのもあるわけですね。その辺については、やっぱり私たちが全体的にこれに対しては意識を持って取り組んでいかなくてはいけないなという感じをいたしております。

それと、登録されて——その辺の境がわかりませんがね、普通、いろんな問題が起きたとき、暴力団ばいというようなものもありますがね、その辺はちょっと私もよくわかりませんが、例えば、それに登録されていないでも、それらしき行動をされるというのがありますよね。そういうものに対する対応というのはどうなんでしょうかね。

○議長（中西裕司君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

条例のほうで「密接な関係を有する者」という定義を第2条の中にも設けておきまして、そういう人たちが暴力団を利用している人とか、暴力団と知りながらおつき合いをされている方、そういう方も含めて、今回、網をかけておきまして、入札とかした場合は、そういった暴力団と密接な関係のある人もその中に入札とかで下請とかに入っていたら、もうその後は入札をしてもらわないように排除するような定義になっております。

以上です。

○議長（中西裕司君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

じゃ、もう1点お尋ねをしますが、13ページで「生徒に対する教育等のための措置」ということで、中学校において生徒に対しての指導がなされることを条例化されているわけですが、これは中学校という指定をされていることは何かそういうあれがあるわけですかね。

○議長（中西裕司君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

この中学校というのは青少年を対象にして、そういった教育をするということなんですけど、高校とかに関しましては県の条例で網をかけておりますので、その条例にかからない市立の中学校に対して我々が行う責務ということで、ここで措置を設けているところでございます。

○議長（中西裕司君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

何かまだ深い意味がありそうな感じでした。わかりました。要するに小さいときからそのことの意識を持ってもらうということかなと私は思って、ぜひ強めていただきたいと思います。

一番はやっぱり私たち市民がそういう人たちに対する勇気ある態度をどう持っていくかということだと思いますね。いろんな問題があっても、えすかけん言わんでいっちょこうとか、いろんなのがあったと思いますね。そういうこともありますし、幸いこういう条例ができますので、それを力にそれぞれの市民がやっぱり勇気を持つということが大事じゃないかなと思います。

本当に私も、私のお友達の娘さんの旦那さんが病院で間違っって射殺をされるという経験をしています。本当にもう何と言っていいかわかりませんよね、そういう問題。しかし、そういうのが身近にもうあっちこっちであるということがやっぱり皆さんに不安を与えてきているわけですので、本当にこういう条例ができて、私たちがこれを力にしながら市民全体が

勇気を持つという立場をとることを私は願って終わりたいと思います。

○議長（中西裕司君）

ほかに質疑ありませんか。8番議員松本末治君。

○8番（松本末治君）

今の松尾征子議員の質問に関連します。

暴力団という形ではっきりした人というか、組織というのはわかります。ただ、言葉は悪いかも知れませんが、予備軍的に、通称チンピラといいますか、そういう方たちというのが存在しないとは限らないわけです。さっきの中学校教育でというようなところもあったようですけれども、昔の我々の世代と違って、今はかなり陰湿です。そういう社会情勢の中で暴力団排除はできた、しかし、その予備軍的な、今申し上げましたチンピラ的な存在をどういう形で排除していくかというよりも、育てないためにも中学校教育が必要だというふうなことではなかろうかと思えますけれども、地域社会での教育というのがなかなか今の世の中ではできません。だから、中学校教育かというところに思えるわけですが、やはり家庭教育、地域教育があつてこそ中学校教育というのも成り立つと思えますので、その辺、教育長なり、教育の立場でどういうふうなお考えなのかお尋ねをいたします。

○議長（中西裕司君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

なぜ中学生かということは、先ほど課長のほうからありましたけれども、それに加えて、先ほど松尾議員も言われましたように、やっぱりこういう発達段階のときからそういう気持ちをしっかり持たせておくということがここでの必要性だと思います。

義務教育を終えたら社会に出るタイミングがどうしても出てくるわけですね。そういう意味では、ここでは進路指導の一環としてやっぱりきちっと位置づけをしてやっていく必要があると思います。物の善悪の判断力であるとか、あるいは将来設計をきちんと持てるような子供、これは学校にはいろんな総合学習であるとか、道徳であるとか、学級活動であるとか、もういろんな分野がありますから、学校教育の中であらゆる活動を通して触れていくということになるかというふうに思います。最終的には自立をしていく子供たちですから、やっぱり生き抜く力というのが必要であろうというふうに思います。特に家庭への情報提供ですね、この辺については今たくさんもう、わざわざこちらから流す必要もないぐらい情報はあつたわけですが、その辺はやっぱりポイントを絞って私たちからも情報を提供しますし、また、学校を通じて、そのような双方向での家庭との情報共有といいますか、あるいは子供への指導といいますか、この辺が図れれば望ましいことだというふうに思っております。

以上です。

○議長（中西裕司君）

8番議員松本末治君。

○8番（松本末治君）

義務教育を卒業したら社会へ旅立つ機会がある、社会人としての一步が踏み込まれるということであったろうかと思えます。今の社会情勢の中でかなり就職難というのもあります。そういう中で本当に中学校を卒業して就職もできない、家庭的にも大変だというような未成年がいっぱい出てくるんじゃないかというような心配もいたしますし、きょうこのごろですか、18歳未満、未成年の殺人事件で重罪というのが科せられたというような判例も出ておりますけれども、そういうことではなく、やはりそういうふうな形がないような社会づくりというのは本当に難しい今の情勢だろうと思えます。さっき松尾議員からあっておりましたように、みんなが、我々一人一人が本当にしっかりした思いを持って、自分なりに防御していくというようなことも大事ですけれども、ただ、今の子供たちを見ますと、簡単にキレることがあります。自分がキレて人を切るということじゃ、どうしようもないわけですから、組織的な形での動きはなくても、そういうふうな小さな芽を今からやはり摘むということよりも、育てていかないような体制づくりって本当に重要な教育ということになってくると思えますから、今後ますますのですね、家庭的に、また、市民全体がそういう思いで学校教育が悪いからというようなことに逃げてしまわないような体制づくりというのが本当に必要ではないかという思いであります。そういう思いを申し上げて、私の質問を終わりたいと思えます。ありがとうございます。

○議長（中西裕司君）

ほかに質疑はありませんか。6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

まず、先ほど課長からの説明の中で、現在、鹿島市内に1組織を把握しているということですが、通常、この組織というのは指定暴力団と言われるものですか。

○議長（中西裕司君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

指定暴力団と言われている組織でございます。

○議長（中西裕司君）

6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

もちろん今、1組織ということで、ほかにもいろいろ考えられるのが、やはり県央、佐賀県の両側にある長崎県であったり、福岡県であったり、そういうふうなところからの進出と

どうか、それも考えられると思うんですが、一番心配になるのは、もちろん市の業務に介入をしていくということと、やはり一般市民の方に被害を与えてしまう可能性が非常に高い。以前、やはり特に鹿島市の飲食店ではさまざまな出来事があったと私の記憶の中にはあります。10年以上前かもわかりませんが、今、そういうふうなことも私が知る限り少なくなってきたように思いますが、こういうふうな条例が制定されるということは、市民の身を守るためには非常に必要だと思いますが、今までに市の業務にこういうふうな暴力団が鹿島市の業務に介入をしたということがあるのか。副市長とかは行政に長い立場でいらっしゃいますので、そのあたりもし記憶にあるんだったら教えていただきたいと思います。

○議長（中西裕司君）

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

お答えします。

これまで鹿島市の業務に関しまして暴力団が関与をしたというようなことは私ども聞いておりません。なかったというふうに思っております。

○議長（中西裕司君）

6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

ありがとうございます。今までそういうふうな市の業務に介入はなかったということで、それはよかったなと思いますし、今後もそういうことがあってはならないと思っております。

また、総務課長のほうにお聞きをいたしますが、先ほど御答弁をいただいた市内の暴力団組織、県警とこちらの鹿島市との連携をとりながら、そのあたりの行動の把握というのはどのようにとられて、現在もとられているのか、今後この条例が制定されてどのように変わっていくのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（中西裕司君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

この1組織につきましては、鹿島警察署の担当の刑事課長と連携をとって情報の共有を図っております。動きがあれば、私どものほうからも情報提供しますし、警察のほうからも情報提供をいただくような状況になっております。

以上です。

○議長（中西裕司君）

6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

はい、ありがとうございます。

それでは、この条例が制定された後、市民に向けての広報等のように、それとか、講習会等が行われるのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（中西裕司君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

まずは市報とか、それから、ホームページに掲載しまして、それから、中学校につきましては警察のほうと連携をとっていろんなアドバイザーを派遣していただくようにやっていこうと考えております。

以上です。（「以上で質疑終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（中西裕司君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑はこの程度にとどめ、ただいま審議中の議案第8号は、会議規則第36条第1項の規定により、総務建設環境委員会に付託いたします。

ここで訂正をいたします。

先ほど委員会付託の省略を議案第1号から議案第24号までの24議案と申し上げましたが、議案第9号から議案第24号までの16議案に訂正をお願いいたします。

#### 日程第4 議案第9号

○議長（中西裕司君）

次に、日程第4．議案第9号 鹿島市情報公開条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

それでは、議案第9号 鹿島市情報公開条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は14ページ、議案説明資料は1ページになります。

今回の提案理由は、開示請求できるものの範囲の拡大と情報公開の対象となります市と関係のある法人等の情報公開に関する規定を新たに設けたいので提案するものでございます。

新旧対照表で御説明いたしますので、議案説明資料の1ページをお開きください。

まず、第5条「公文書の開示を請求できるもの」の規定におきまして、その範囲をこれまでは主に市民、市内の個人、法人、団体などの事業者、市内への通勤通学者、利害関係者に限定しておりますが、今回、これを「何人も」とし、だれでも開示請求をできるようにするものでございます。

次に、第24条におきまして、「出資法人等の情報公開」の規定を新たに設けております。

第1項では、市が出資する出資金、交付金、または補助金を受けている法人、または団体においても、その出資金等に関して保有する情報については公開するように努める努力規定でございます。

ただし、第2項におきまして、出資法人のうち出資金が資本金または基本財産の額に占める割合が全部、つまり100%市の出資法人については、この情報公開条例の例により、情報公開を行うものとする規定で、土地開発公社がこれに当たります。

資料の2ページにかけて第3項では、実施機関、これは条例第2条で用語の定義をいたしておりますが、市長や各行政委員会などを指しております。これら実施機関が出資法人に対し情報公開について必要な指導を行うとする規定でございます。

次に、第25号において、指定管理者についてもその情報公開の規定を設けております。出資法人と同じように、公の施設を管理する指定管理者につきましても、その施設に係る管理業務や運営交付金であれば運営に関する情報、事業補助金であればその事業に関する情報などについて、保有する情報を公開するよう努力義務を課す規定でございます。

第2項では、これにつきましても情報公開について市が必要な指導を行うとする規定でございます。

2条が新たに加わりましたので、補則の規定、それと、罰則の規定が2条繰り下がっております。

施行期日を平成24年4月1日とし、提案するものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

**○議長（中西裕司君）**

質疑に入ります。4番議員竹下勇君。

**○4番（竹下 勇君）**

今回、情報公開条例が改正されるということですので、そのことについて質問をいたします。

鹿島市、つまり、市長とか職員というのは、鹿島市民の福祉の向上に向けて最小の経費で最大の効果を目指して仕事をされていると、取り組んでおられるものだというふうに思っております。このことを前提として考えますと、これまでは鹿島市民と市に何らかの関係を持つ人に対して請求権があったわけですが、今後、「何人も」とすることによって、全世界だれにでも門戸を開くということになるわけですが、今までいわゆる広義の市民と言われる規定であったことによって何か不都合があって改正をされるのかどうか、まず、お尋ねをいたします。

**○議長（中西裕司君）**

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

これまではやはり市内の方、市内に居住する方、通勤通学者の方に限って情報公開をしていたということは、やはり制約を外すと、いたずらに膨大な情報公開を請求されても困るとか、それから、納税者、それから、利害関係者にまずは平等にという取り扱いからすれば、納税者、利害関係者に有利な配慮をすべきではということと最初の条例制定のときにはそういった制約をかけていたと思います。今後、情報公開の公開度を上げるということで、今回「何人も」ということで情報公開のレベルをアップさせるということを目的として、今回、「何人も」ということで幅広く請求のある人はどなたでも提供しますよということが趣旨になっております。

以上です。

○議長（中西裕司君）

4番議員竹下勇君。

○4番（竹下 勇君）

今、情報公開のレベルを上げるというのですかね、いわゆるランクづけをされたりするわけですけれども、その部分を意識したというふうにとれたわけですけれども、先ほども申しましたように、鹿島の行政というのは鹿島市民に対するサービスを提供するのであって、鹿島市以外の人に対するサービスを提供する必要はないというふうに思うわけです。このことが「何人も」とすることで、もし、請求が出てきた場合に、それにとられる職員の時間が鹿島市民に対するサービスの低下につながってくるというふうに思うから、こういうことを言うわけです。1件処理をするのに、今、いろんな方の手を煩わすというのですか、手がかかるとは思いますけれども、1件処理するのに、延べですと、どれくらいの時間を要しているのかお尋ねをいたします。

○議長（中西裕司君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

1件当たりの時間というのは、なかなか把握できません。その請求の内容によって膨大な量とか、もう簡単に請求できる量とかありますので、1件当たりの事務量というのは把握できておりません。

以上です。

○議長（中西裕司君）

4番議員竹下勇君。

○4番（竹下 勇君）

そのことについては次の質問をした後に、またお尋ねをしたいと思います。

次に、もう1点、鹿島市から出資をもらっているとか、補助金をいただいているという団体についても今回努力義務ですけれども、情報公開の網をかぶせるということになっております。私が読んでみて、補助をもらっている団体はすべて網がかかってしまうんじゃないかと。いろんな100千円、200千円の補助をもらっているような団体でも、この公開努力義務がかかるんじゃないかというふうに読みました。そうすると、補助を受けている団体は莫大な数になるんだというふうに思いますけれども、鹿島市の行政は10年をかけて文書管理をして、この情報公開に臨んでいるわけですけれども、多くの団体はこの情報公開開示請求をされたときに対応ができるのだろうかというふうな気がしております。この開示請求なり、その公開の相談についてはどこで受け付けをして、文書の特定はだれがどのような形でやられる予定になっているのかお尋ねいたします。

○議長（中西裕司君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

補助金等を交付する直接の担当者、担当課ですね、農林水産課とか、それぞれの事業課によつてはそういったところに対応するというふうに考えております。

以上です。

○議長（中西裕司君）

4番議員竹下勇君。

○4番（竹下 勇君）

そのようになると、また、職員が対応するという形になると思います。それぞれの大きな指定管理を受けているところの団体あたりはわかると思いますけれども、それ以外というのですかね、少額の補助をもらっている団体については、それぞれの担当課の職員がそこでどういふ文書を保管していて、今回請求があったのがどのような文書に当たるのかというのを把握するというのも非常に難しい問題だと思います。これも今回そのような煩雑な事務が想定されるにもかかわらず、条例を改正しなければならないという積極的な理由は何かございますか、お伺いいたします。

○議長（中西裕司君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

補助金につきましては、従来どおり、補助金交付申請から、それから、交付決定、それから、確定の通知まで一連の流れで従来どおりやっておりますので、その補助金に関する情報公開ですので、従来どおり、その内容について公開するだけのことで、そんな把握に

については今までどおりで対応できるんじゃないかと思っております。

それから、もう1つは——済みません。（発言する者あり）積極的な対応というのは、やはりこれは公金を使っておる以上、それを公にして、どういった使途に使われているのかというのを公にするのは当然のことだというふうに考えておまして、そのような積極的な対応をお願いするというふうに考えております。

以上です。

**○議長（中西裕司君）**

4番議員竹下勇君。

**○4番（竹下 勇君）**

今、答弁をいただいた書類については、文書開示というよりも、文書の公開というですかね、当然、見せる文書になっている文書だと思います。決算文書でありますとか、申請書につきましては、開示請求をする文書には当たらないというふうに考えております。開示請求が出てくるとなると、例えば、需用費でも何でもいいですけども、金を使われたのがどこにいつ頼んで、どういう経過でそこに発注をしたのかとか、事細かなことを開示請求では出てくるんだと思います。そうすると、いろんな団体では、行政と違って、入札とか、見積もりをとるとかいうようなことじゃなくて、これまでの慣例でどこどこに発注というようにことをされているんだと思いますけれども、少額補助の場合ですよ。そういった文書に関しての関連文書ということでの開示請求が考えられると思います。

今まで何ら問題がなかったのに、わざわざ、私から見れば、体裁を整えるというですか、言葉が悪いですが、情報公開のレベルを上げるということだけでこういったことをされるのは、どこまで検討されてきたのか。今回、これを改正するに当たっての検討経過について、こういった過程でこの問題が上がってきて、こういうふうなことでこれを改正するに至りましたということをお尋ねいたします。

**○議長（中西裕司君）**

大代総務課長。

**○総務課長（大代昌浩君）**

お答えします。

この出資金とかをしている団体も公開するというのは、ほかの県内、県外の自治体の条例、情報公開、こういったことをやっている自治体が実際ございますので、やはりそこを見比べて、ここまでレベルを上げたほうがいいんじゃないかというふうに総務課のほうで検討をしまして、こういったより情報公開度を上げた制度にしようというふうになりました。それが経過でございまして、いろんな補助金を交付した団体のどこに発注するか、そういった中身につきましては、今までどおり、補助金適正化法に基づいて、うちのほうも指導、監査をやっておりますので、その範囲内であればクリアできるんじゃないかと。改めて厳しく制約を

かけるとか、そういったことは考えておりません。

以上です。

○議長（中西裕司君）

4番竹下勇君。

○4番（竹下 勇君）

この後はもう見解の相違になると思いますので、質問いたしませんけれども、最終的な確認です。各団体に対する開示請求についても、その補助金を出している課で受け付けると。相談は担当課であります総務課のほうに上がるとは思いますけれども、課で受け付けるということでしょうか。

○議長（中西裕司君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

窓口はやはり総務課になると思いますけど、その情報そのものは原課にありますので、そこは今後、団体に対する公開が出た場合、どのような取り扱いをするかは今後もう少し検討をしていかなければならないというふうに思っております。

以上です。

○議長（中西裕司君）

4番議員竹下勇君。

○4番（竹下 勇君）

原課のほうは大変になるんだと思います。4月1日の施行になっておりますので、そこら辺は十分打ち合わせをされた上に運用されていかれたらというふうに思います。

質問終わります。

○議長（中西裕司君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

討論を終わります。

採決します。議案第9号 鹿島市情報公開条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中西裕司君）

起立多数であります。よって、議案第9号は提案のとおり可決されました。

日程第5 議案第10号

○議長（中西裕司君）

次に、日程第5、議案第10号 鹿島市水防協議会条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

議案第10号 鹿島市水防協議会条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は17ページ、議案説明資料は4ページでございます。

今回の提案理由は、主に水防法の一部改正に伴いまして条文の整備を行うものでございます。

新旧対照表で御説明いたしますので、議案説明資料の4ページをお開きください。

まず、第1条の改正は、水防法の一部が昨年12月に改正されましたため、引用条文を改めるもので、改正後の水防法第34条第1項は水防協議会の設置に関する規定でございまして、内容そのものについては従前と変わりございません。

次に、第4条第1項は、改正後の水防法第34条の規定により水防協議会の会長は水防管理者をもって充てる。水防管理者は市町村の長、つまり、必然的に市長となりますので、ここで条文の整備をいたしております。

第2項の規定は、会長に万が一事故があった場合の会長代理に関する規定がこれまでございませんでしたので、新たに設けるものでございます。

第5条は、任期に関する規定でございますが、ただし書きで補欠委員の残任期間を明記するものでございます。

水防法の改正に伴い、第1条の改正に加え、第4条及び第5条は補足し条文の整備を行うものでございまして、内容そのものにつきましては従前と変わりございません。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

○議長（中西裕司君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

討論を終わります。

採決します。議案第10号 鹿島市水防協議会条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中西裕司君）

起立全員であります。よって、議案第10号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第6 議案第11号

○議長（中西裕司君）

次に、日程第6．議案第11号 鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

それでは、議案第11号 鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書の19ページをお願いいたします。

今回の提案の理由ですが、学校運営協議会を設置するにあたり、同協議会の委員の報酬額と費用弁償の額を定めたいので、この案を提案するものでございます。改正の内容につきましては、議案説明資料で説明したいと思います。

説明資料の7ページをお願いいたします。

非常勤である特別職の職員の報酬額と費用弁償を規定する当該条例、別表第1の新旧対照表を掲げております。今回、新たに学校運営協議会委員を設け、報酬額を日額5千円、費用弁償を一般職の職員の受ける旅費相当額とするものでございます。

それでは、学校運営協議会及びその委員について説明をいたします。

資料の8ページをお願いいたします。

学校運営協議会設置の背景であります。平成16年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、地域の意見を学校運営に反映するための手段として学校運営協議会を設置できるようになりました。文部科学省では、学校運営協議会制度の推進を図るための授業を開始し、平成23年4月1日現在、全国で789校に学校運営協議会が設置されております。

鹿島市におきましては、平成22年度、23年度の2年間、明倫小学校が推進授業の委託を受けて、この制度を導入すべく研究してきたところでございます。

学校運営協議会の目的でございますが、地域住民と保護者などが一定の権限と責任をもって学校運営に参画し、学校と一体となって教育目標を実現することを目的といたしております。

委員は、地域住民、学校に在籍する児童生徒の保護者、校長や教職員、学識経験者等で構成をいたします。

委員の任期は、任命を受けた日の属する年度のみでございまして1年未満。また、再任はできるというふうにいたしております。

委員の定数は、20人以内といたしております。

委員の職務、また権限についてでございますが、まず、校長が提案いたします教育課程の編成の基本方針、教育目標及び学校運営計画等を承認することでございます。

次に、その学校の運営全般について、教育委員会、または校長へ意見を申し上げることができるというふうになっております。

また、その学校の職員の採用、その他の任用に関しまして意見を述べることができるというふうになっております。

平成24年度につきましては、明倫小学校に設置したいというふうに考えております。

なお、この改正条例の施行期日は、平成24年4月1日といたしております。

また、資料9ページ後段に、学校運営協議会について規定をいたします地方教育行政の組織及び運営に関する法律の抜粋を掲載いたしておりますので、御参照ください。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

**○議長（中西裕司君）**

質疑に入ります。8番議員松本末治君。

**○8番（松本末治君）**

8番松本です。二、三お尋ねいたします。

背景として、平成23年4月1日現在、全国で789校に協議会が設置されているということでもあります。現在、明倫小学校で協議会制度を導入し、運営していくための方策を研究しているところであるということでもありますけれど、市内の学校において、今後、明倫小学校がそういう形で協議会が設置されるということになりますけれど、ほかの学校にも導入の計画があるかをお尋ねいたします。

**○議長（中西裕司君）**

中島教育次長。

**○教育次長（中島 剛君）**

お答えします。

今回、明倫小学校に設置をするわけですが、まずは明倫小学校で学校運営協議会が機能するかというところを検証いたしまして、まずは明倫小学校、それからその状況を見まして、ほかの小学校、中学校のほうに導入をしたいというふうに考えております。なお、設置校として指定する期間というのがございます。これが3年以内というふうになっておりますので、その状況を見て再度指定をするか、またほかの学校にも指定をするかというふうな

運びになるかというふうに思います。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

8番議員松本末治君。

○8番（松本末治君）

揚げ足取るわけじゃなかですけれど、機能するかということを知ったような気がしますけれど、機能させるために多分協議会ができるんだと思いますけれど、機能させるかさせないかは、選任の方法が1つあると思います。やはり今の教育長については尊敬をいたしておりますけれど、私個人的に、過去において、私もPTAの会長をしたことがあります。そういう中で、小学校、中学校の校長先生というのは、やはりトップの人だという思いでございました。この中で、校長が提案する教育課程の編成の基本方針、教育目標及び学校経営計画、そのほか校長が必要と認める事項の承認というような形でありますけれど、その校長先生が、やはり全体の教育長と一緒にあった会合がございましたけれど、校長先生においても、かなり教育長には気を遣っておられる。平身低頭という言い過ぎかもしれませんが、そういうところも私が経験した中ではありました。冒頭申し上げましたように、小野原教育長について申し上げているわけではありませんので、誤解のないようにお願いしたいと思いますけれど、この第47条の5で、学校運営協議会の委員は教育委員会が任命するということは、教育委員会の長が教育長、教育委員長もおられますけれど、教育長がかなり勢力はあられると思いますし、やはり任命方法についても、教育委員会がということになると、どうしても本当に校長の思いがこの協議会でなされるか。さっきの答弁じゃなかですけれど、本当にこの協議会がうまく運営をされていくということが大事なことではなからうかと思えますので、その辺、ぜひ——人選というのが本当に厳しい、難しいと思います。教育長にも申す人は任命されないかということになってきてもいかなわけですから、やはりどしどし意見を言ってもらえるような人の任命というのも必要であろうかと思えますし、その辺について、小野原教育長については問題ないと断言いたしますけれど、今後、やはり教育長が任命するということよりも市長がとか、市長と教育長、市長が教育にという問題もあるかもしれませんけれど、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（中西裕司君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

学校運営協議会のメンバーの人選ということであろうというふうに思いますけれども、今、学校評議員制度というのが現実あるわけですね。今度の学校運営協議会制度というのが、新しいものが出てきたわけですね。ここの違いは明確にしておかないと、ちょっと混同しがちですね。今やっている学校評議員制度というのは、学校教育法施行規則に基づいて行って

いる、法的にはそのようになっています。これは、校長の求めに応じて、校長が自分の学校の運営方針なり何なりを示して、そこに住民の皆さんの声を聞いてそれを学校の経営に生かしていくと。ただ、そこに大きな違いは、法的な拘束力というようなものではありません。あくまでも参考として校長がその経営に生かしていくと、それが学校評議員制度です。

今回は、合議制の機関ということで法律に基づいて、学校運営と、いわゆる人事、この2つについて、今までのように学校に物申すこともできますし、あるいは承認をするというような一定の権限が付与されるというのがこの学校運営協議会制度です。したがって、今までの評議員制度を含むような制度ということになります。

そのメンバーですけれども、今でも、校長あたりからのメンバーを聞いて教育委員会が任命しているわけですが、今回もそのような形をとりますが、私は、このメンバーは、できるだけバランスをとりたい。やっぱり学識経験者といいますか、大学とかそういうふうな方々もやっぱり入ってもらわないと、この制度の趣旨に沿って、やっぱりリードしてもらおう。そして、何よりも地域の方、個々のメンバーを、特に現場の声をぜひここに生かしたいという思いがありますので、その辺は十分学校と情報を共有しながら、最終的には私のほうでバランスをとりながら教育委員会として任命をしていきたいというふうに思っております。

**○議長（中西裕司君）**

8番議員松本末治君。

**○8番（松本末治君）**

学校評議員制度というのは、通称PTAの評議員会ということですかね。違うのかな。

そしたら、今、PTAの会長、それから評議員さんというのがおられるわけですよ。その辺との絡みはどうなるのかなという思いが1つあったわけです。今言われた、学校評議員制度と違うということやったら、そのPTA——PTA組織というぎ、すべての御父兄さんということになりますけれども、PTAの評議員会というのがあります。それとのこの運営協議会の絡みというのは、どういうふうになるわけですかね。

**○議長（中西裕司君）**

中島教育次長。

**○教育次長（中島 剛君）**

お答えします。

まず、学校評議員制度ですけれども、先ほど教育長が申しましたとおり、学校教育法の施行令、そこに基づいて設置をしている組織でございまして、現在、西部中学校に4名——ちょっと大きいので、4名。あと、ほかの小・中学校に3名の学校評議員さんがいらっしゃいます。それは先ほど申しましたとおり、校長の求めに応じて学校の運営全般について意見をいただくということになっております。今回の学校運営協議会の委員ですけれども、もう既に明倫小学校のほうでは2年間やっているというふうに申しました。ですから、もう来年

早々に立ち上げないといけない組織というふうになっておりますので、もう既に人選のほうも進んでいるところです。これまで2年間、学校推進員という形で、学校運営協議会の委員ではなくて推進員という形で従事していただいております。その中には、もちろん地域の方もいらっしゃいますし、また保護者——保護者の中にはPTAの経験者、現在、あるいは過去のPTAの方。また、学識経験者として大学の先生などが入っていらっしゃいます。こういった組織で運営をしていくということで御理解をいただきたいというふうに思います。

**○議長（中西裕司君）**

小野原教育長。

**○教育長（小野原利幸君）**

PTAの中にある、いろんな評議員会とかございますね。それとは全く別ものだとということで、学校評議員さんには、むしろPTAの会員は入りません。ところが、あくまでもやっぱり会員ですから、それ以外の声をぜひ聞きたいという意味で、現実、各学校3名、西部中は4名にしておりますけれども、幅広い意見を聞くために、そのようなことでPTAとは全く別枠での委員でございます。

**○議長（中西裕司君）**

8番議員松本末治君。

**○8番（松本末治君）**

ありがとうございました。わかりました。

やはり本当に校長先生というのは、すばらしい力を持って、また思いを持って校長になっておられると思いますから、やはり校長職が本当に色濃く出るような形での運営協議会というか、そういうことで校長というのが出てきていると思いますので、そういうことで、すばらしい学校ができていくことを希望いたしまして終わりたいと思います。ありがとうございました。

**○議長（中西裕司君）**

ほかに質疑ありませんか。14番議員松尾征子君。

**○14番（松尾征子君）**

ただいま問題が出ておりますが、実は私も長い間PTA——子供がおりましたからPTAの会員として活動しましたし、特に中心的に役員などもさせていただきながらやってきたわけですが、今、学校評議員制度とかいろんな問題がありますが、振り返ってみますと、PTAとしても、やっぱり子供たちがいかに安心して学校教育を受けられるのか、学校の運営がよくなるかというような、そういういろんな細かな問題について、PTAとしては協議をしながら、そして学校に提案をしたりいろんな協力をするという形での活動をやってきたような気がします。やっぱり内部のことというのは、直接担当するPTAの会員、役員が十分わかるわけで、そういう中でやってきて、これまで長い間何のこともなくあったと思いますが、改

めて、ここでこういう制度がつくられて運営をされているわけですが、1つ私は、どうしても心配をするのは、委員会のときも言いましたね。人事問題に対する対応ですよね、人事問題に対する対応。やっぱり父母にしても、どういう先生に教わるかというのが非常に気になりますよね。しかし、やっぱりそういうことで、本当に公平にそういう問題が扱われればいいわけですが、これまで私たちもいろんな経験を持っていますが、初めて入った先生がまだ不十分で、十分に皆さんの意に沿わない先生がいらっしゃる時もありますよね、なれないというようなこともありますから。そういうときには、私たちもいろんな経験ありますが、学校側と父母も一緒になって先生に頑張ってもらいたいというような対応もしてきた経験もありますが、そういうことをやっていけば十分できるわけですが、今回、人事問題が新たにこういう形で法に基づいて挙げられるということになりますと、どういうことが起きてくるかなと心配を私は持つわけです。

特に今、一番心配になっているのは、もう皆さんも御存じだと思いますが、大阪の橋下市長のあり方ですね。私は、あの橋下市長の、職員のいろんな思想調査その他についてもそうですが、ああいうのが、だんだんだんだん当然のようなことになって、こういう外部からの審議会、協議会の委員などが出てくるときに、こういうところにも波及してくることがあったらどんなになるんだろうかなというような、そういう心配を私は今非常にしています。これは、教育分野だけじゃない、一般事務の分野でもそうですがね。そういう面で、私はどうして人事問題なんかについてまで協議をしていかんといかんかなと。これは、やっぱり学校の先生が採用されるときには、それなりの道を通ってきて、そして適当であるということで採用をされ、学校長としてもそれを受け入れてきてやっていくわけですから、私はことさらに上げなくていいと思うわけですがね。一つは、最近は学校の先生まで派遣社員でされている学校もあるということを聞きますから、そういう問題になったときには大きな問題があると思います。そういう面でどうなんでしょうかね。ここまで、どうしてやらなくてはいけないのかと。法で決められていますからそうですよということになるかわかりませんが、そのことについて、教育長は校長の経験もありますし、そこまでしなくちゃいけないのかどうかお尋ねをしたいと思います。

**○議長（中西裕司君）**

小野原教育長。

**○教育長（小野原利幸君）**

今までのPTAの組織でもう十分ではないかとかいうのは、私自身も思わないでもないといえますか、実務的にうまくいけば、どんな制度があろうとなかろうと、今現実、子供さんたちを学校に出しておられるPTAの皆さんのお声というのは、これはこの一番に、一番実行的ではないかというふうに思います。

これまでも、地域の声を聞く、あるいは学校から情報を出して、それについて何かアンケ

ートをいただいたり、そういうのは今までもずっとやってはきたわけですね。しかし、どちらかというと、学校からの一方的な情報にやや偏りがちだったということもあるんですね。それから、PTAの皆さんも、やっぱり自分お子さんを出しておられますから、多少は幾らか遠慮もあられるかわかりません。今回、学校からも出しますけど、向こうからもぜひということで、この双方向でのやりとりをしながら、要は学校が活性化をしていくということがねらいとするわけですねが、今度の運営協議会のメンバーの中にも、保護者をちゃんと入れます。これは、やっぱりPTAの代表としての声もぜひ欲しいということですから、そういう形では、今までの——全員じゃないですけども、PTAという今までの現実ありますから、そこの声も反映をされていくというようなシステムになろうかというふうに思っております。

**○議長（中西裕司君）**

14番議員松尾征子君。

**○14番（松尾征子君）**

私は、PTAのあり方も問題が出てくると思うんですよ。ただ、さっきおっしゃいましたが、子供ば出しとっけん言われんとかの問題じゃなくて、私たちは振り返ってみますと、本当、学校運営に直接中身に云々じゃないですが、やっぱりPTAとしては一緒にやっていかんといかんというふうなことで取り組んできた経験を思い出しますが、そういうことで、やっぱりわざわざ外部から特別な人を入れてしなくちゃどうにもならなかったというようなことはなかったから、今までの学校運営というのはできたと思うんですよね。それまでも、これじゃいかんということになったら、そういうことがなされなくちゃいけない。しかし、何でもここまで人件費を払って、そして協議会をつくってせんといかんのかと。その辺が、私もよくわかりません。だから、その辺については、学校運営はやっぱり一番は学校の中で校長先生を中心としながらすべての先生が中心になってやっていかんといかんし、それに対して、子供を出している保護者が、やっぱりそれなりにアドバイスをしながら一緒にどうやっていくかという、やっぱりそのところは対等の立場でお互いがやっていくことによって、その学校の管理運営をやっていくということになっていけば、私はいいんじゃないかと思いますが。外部から出てきて、こうこうだからこうせんといかんですよというようなことになってくると、逆に形が決まってしまって、本当にその学校の中で自由な教育だとか、自由ないろんな活動というのが押さえられてくるんじゃないかなというような、そういう心配をしますが、そういう心配はございませんかね。

**○議長（中西裕司君）**

小野原教育長。

**○教育長（小野原利幸君）**

結論的には、そのような御心配をおかけしないような形で私のほうでコーディネート、

リーダーシップを発揮していきたいと思っております。

現に、22年、23年度2カ年、明倫小学校で研究をしてきたわけですね。今度4月から本格実施ということになりますから、この2年間での成果というものを、ここできちんと検証をする必要があると思います。そのメンバーの中に、先ほど言いましたようにPTA以外の方もたくさんいらっしゃいますから、協議会のときも申し上げたかわかりませんが、そこで出た明倫小に求めるものというようなことで、例えば集中力の育成であるとか、あるいは友達を大切にする心の育成であるとか、あるいは大人同士のつながりがもっと必要ではないかとか。なかなかふだん、PTAの中からも出てくるかわかりませんが、案外大きな視点での進言等もいただいておりますから、こういうのが出てきているというのは、やっぱり一つの意義もあろうというふうに思います。

いずれここを、一応試行的といいますか、3年なら3年きちんとやりながら、そして、今後どうするかというのはもちろん決めていくわけですが、この制度の趣旨をぜひ生かせるように、要は子供たちのためになればいいわけですから、そのところを少し整理しながら今後に臨んでいきたいというふうに思っております。

○議長（中西裕司君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

振り返ってみますと、PTAの中でも、子供たちがどうしたら仲よくなるのかとか、そういういろんな協議をしながら私たちもした経験がありますね。そんなときは、子供に幾ら言うても同じやけん、まず親が仲よろしよやと。親が仲よろしよぎ子供も仲よくなっばいということで、その当時PTAの親同士の活動なんていろんなのをやってきた経験ありますし、そのころのつながりは今だに、やっぱり子供がもう30、40になってからまで親と子のつながりが同じに広がってきているというような、そういう経験ありますよね。ただ、最近はそのころの情勢と違うのは、やっぱりこの不況の中で、経済的だとか仕事がないとかいろんな問題がありますから、それらのところが大変なところがありますから、一概に同じようには言えないと思いますが、やはり一番は子供を持っている父母たち、保護者が、十分にその中で子供たちのために意見を言い、活動ができるような体制が狭められないように。そして、やっぱりこういう制度をつくれますから、よりよいものに、目的に向かってできるようになることを私は望みます。

それと、きょう私は、この審議の中に教育委員長が出席をしておくべきだったんじゃないかなと。関係ないかわかりませんが、そういういろんな問題が出てくると、教育委員長はきょうは席がないですが、本来は出てきてもらいたかったなと。ちょっと教育委員長としての、いろんなそういう面での御意見も私は聞いてみたかったので、思いました。そのことを言って終わりたいと思います。

○議長（中西裕司君）

14番議員松尾征子議員の質疑を終わります。

ほかにありませんか。6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

伊東です。先ほど、教育長からの御説明をいただいて、私もケーブルテレビとか見られている方が、学校評議員会とどういうふうな違いなのかというのを、まずお答えをいただいてからこの議論に入ったほうがよかったかなと思いましたが、よかったです、今説明をしていただいてですね。

それと、先ほどからお二人の方、意見を述べられておりますけど、もちろんこの議員16人ほとんどが、やはりPTAの経験者でもあり、いろんな役を務めた方ですから、これには非常に興味深いものがあると思っております。

その中で、一、二点ちょっと質問をさせていただきたいんですが、委員の職務の中で、教育目標及び学校経営計画、そのほか校長が必要と認める事項の承認、先ほども答弁で言われていたように、学校の環境についていろいろ御意見をいただくことは、非常に私はいいいことだなというふうな気がしておるんです。ただ、この3番目の、先ほども松尾議員から出ておりましたが、職員の採用その他の任用に関する事項について任命権者への意見の申し出というのがありますが、この委員の中で、もしそういうふうな意見を述べられたとします。申しわけないですが、この先生不適合だと思しますので、かえていただけませんかという意見が出たとき、その発言者に対する責任というのはあるんですか。

○議長（中西裕司君）

答弁をお願いします。中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

お答えします。

学校評議員というのは、あくまで教育委員会が移植をするわけですので、それなりの責任というのは、目的のところにも明記してありますとおり、一定の権限がある反面、ちゃんとその責任があるということになります。当然、その責任を果たせない場合は解任という手続もとられるようになっております。ですから、単に法律の、そこの任用のところ、あくまで主語は「学校運営協議会は」というふうになっております。つまり、学校運営協議会で決議をして、仮にその先生が不適合だというふうに議決をいただいて、それから申し上げるというふうなことになりますので、単にその協議会の会議の中で、1人の委員がそのように申し上げる場合があるかもしれませんが、それが即運営協議会の意見として教育委員会のほうに意見をすることにはならないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

説明を受けましたけど、余りよく私は理解ができないのか、ちょっとよくわかりませんね。ただ、これ20名近くの委員の方がいらっしゃって、その中には、この前の常任委員会のときに説明を受けた中で、学識経験者がいて、保護者がいて、地区の住民の方がいて、教職員の方がいてと。過去2年間、導入をするまでに年五、六回の会議をされたということですが、これ協議会の座長はだれがされているんですか。校長ですか、それともいろいろ順番で回るんですか。どういうふうにはなっていますか。

○議長（中西裕司君）

中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

お答えします。

2年間、推進委員会という形でやってきました。委員長という方がいらっしゃいます。学識経験者ということで、佐賀大学の准教授の方をお願いしているところです。

以上です。

○議長（中西裕司君）

6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

ありがとうございます。委員長ということで学識経験者の方がされているということで、今後もその方向でいかれるんだろうと思いますが、よりよい制度ということで、これがいい結果につながって、学校自体がいい環境づくりであり、そして教育目標達成のためにいろんな御助言をいただけたらいいなと思っております。

この協議会というのは、何と言ったらいいんですかね、傍聴とかなんとかされるんですかね。それとか、これ明倫小学校だったら、明倫小学校のPTA役員の方が聞いてみたいと言われたときには、そういうふうなのはオープンにされているんですか。

○議長（中西裕司君）

中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

お答えします。

学校運営協議会の会議は、原則公開制ということで、申し出られれば、すべて公開という形をとりますので、どなたも聞けるかというふうに思います。

以上です。（「以上でございます。ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○議長（中西裕司君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑を終わります。

討論に入ります。14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいま審議されております件について、私は賛成、反対の態度はとらないということで一言申し上げて退席をしたいと思います。

と申しますのは、学校運営協議会の中で、「職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。」というような文言がありますが、今回は、それは運営委員会委員の報酬を決める議論でもありますが、本来はそのところでせんといかん問題だと思いますが、一応、私この人事院に関する問題がどうしてもすっきりいきませんので、この件については態度を保留したいと思います。

○議長（中西裕司君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

討論を終わります。

採決します。議案第11号 鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中西裕司君）

起立全員であります。よって、議案第11号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第7 議案第12号

○議長（中西裕司君）

次に、日程第7. 議案第12号 鹿島市職員給与条例等の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

それでは、議案第12号 鹿島市職員給与条例等の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は21ページから。議案説明資料は10ページからでございます。

今回、提案いたします条例改正案は、主に昨年の国家公務員の人事院勧告に基づきまして改正を行うものでございます。勧告の給与の引き下げ改定につきましては、昨年11月の臨時

会におきまして可決成立し、既に実施しているものの、本年4月から実施予定とされておりました給与構造改革に伴う経過措置の段階的廃止につきましては、まだ改正しておりませんでしたので、今回、提案するものでございます。

それともう1点が、超過勤務手当の計算方法を変更するものでございます。

条例の改正は、鹿島市職員給与条例等の一部を改正する条例とありますように、第1条による改正で、鹿島市職員給与条例の一部改正を行い、第2条から第5条による改正は、鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例で、同一の条例においてそれぞれ施行期日の異なる改正を行うものでございます。

それでは、具体的な内容につきまして、議案説明資料で御説明しますので、説明資料の15ページをごらんください。

まず、2の改正内容の(1)の部分が、第1条による改正の鹿島市職員給与条例の一部改正になりますが、月60時間を超える超過勤務をした場合は、平成22年度より、基本的に25%の割増賃金を50%に引き上げて支給をしております。この60時間の超過勤務を積算する際、これまで月曜日から土曜日までの超過勤務を対象にしておりましたけれども、これまで日曜日を含まなかったものが、今回、民間企業の実態を踏まえ含めることとなったために改正するものでございます。

次に、改正内容の(2)が、第2条から第5条による改正の鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例になりますが、職員給与の経過措置による支給額の段階的廃止を行うものでございます。

経過措置の概要につきまして、若干説明させていただきます。

資料の16ページをお開きください。

昨年の人事院勧告は、平成18年度に実施されました給与構造改革における経過措置額を、平成24年度は2分の1を減額し、平成25年度からは廃止という勧告内容でございました。この給与構造改革は、国家公務員給与に民間給与の実態をより広く反映させるため、平成18年に給与水準の高い高齢層を中心に給与の引き下げを行ったものでございまして、具体的な方法としましては、引き下げる前の平成18年3月31日に受けていた給料月額を直接に引き下げるのではなく、経過措置を設けてその額を保障し、これを現給保障といいますが、新たに引き下げられた給料月額が、昇給、昇格、給与改定等により、この現給保障をされた金額に達するまで給与を据え置く、つまり昇給を延伸した形をとっております。

これを今回、鹿島市におきましては、国家公務員の人事院勧告の趣旨を踏まえまして、国のほうで2年間で廃止するものを、現給保障対象職員の激変緩和措置をさらに緩やかにし、2年間で4年間に延ばし、平成24年4月においては現給保障額を2分の1、上限5千円。そして、翌25年度から上限10千円。さらに、翌26年度において上限15千円を減額。そして、平成27年度におきまして廃止するというものでございます。これら経過措置に関する規定は、

鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正に改正されており、また、実施日が1年ずつずれていきますので、第2条による改正から第5条による改正で、それぞれ改正を行うものでございます。

また、今回の経過措置廃止につきましては、既に職員団体と先月2月14日に申し入れをして、16日、17日と交渉をして了承を得ているところでございます。なお、参考までに、この人事院勧告に伴います経過措置の廃止につきましては、国のほうでは、このほど国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律が交付されまして、2年間の平均7.8%の給与削減を優先的に実施し、その後に経過措置の廃止を実施するとされております。

以上、説明を終わりますが、御審議どうぞよろしく申し上げます。

**○議長（中西裕司君）**

質疑に入ります。質疑ありませんか。14番議員松尾征子君。

**○14番（松尾征子君）**

今、詳しく説明をいただきましたが、正直申しましてわかりませんので、わかりやすくお願いをしたいと思います。このことによって、今、職員さんたちの収入がどうなっていくのか、現在と。どうなっていくのか、その辺をお答えください。

**○議長（中西裕司君）**

大代総務課長。

**○総務課長（大代昌浩君）**

お答えします。

今回の現給保障の経過措置の廃止というもので、資料の15ページの下の表をごらんいただきますと、支給対象者というのが、おおむね50歳以上のこれまで給与改定で水準が高い人たちが現給保障を今回廃止するというところでございますので、24年度におきましては職員のうち51人がこの対象になりまして、1人当たりの平均でいいますと、給料月額が毎月4千円。期末手当におきましては、2回で17千円。年間で65千円が平均的に、50歳以上の現給保障対象者が減額されるというような措置でございます。

以上です。

**○議長（中西裕司君）**

14番議員松尾征子君。

**○14番（松尾征子君）**

つまり、ずっとまた減ってくると理解するわけですよ。本当、もう何年でしょうかね、これは全国的にもそうですが、職員の給与がまともに扱われ——まともにと言いたいですよ。大体は、決められているようにちゃんとした定期昇給があったりいろんな問題が出てきて、職員の人たちは安心して仕事ができるような体制であらなくてはいけないわけですが、社会情勢がどうであろうといっても、本当に年々そういう悪い状況になってきている。そう

いう状況が結局何に影響してきているかという、もちろん直接皆さんの暮らしにも影響すると同時に、周りの経済状況にも非常に大きな影響が出てきているということがあるわけですよ。

そういう中で、国がそういう対応をしたからといって、果たしてこれをそのまま押しつけていいものかどうか、私はどうしても納得いかないんですね。職員組合の方ともお話しはできていますということですが、嫌と言わざるを得ないような状況があるのはわかりますよね。特に、最近は災害にいろいろ理由づけをしながら、財政にしわ寄せをしようとしている。ましてや国は、これまでもそうですが、国家公務員初め公務員に対して非常に攻撃を加えてきていますし、さらにそれを強めるというような状況があるわけですよ。そういう意味で、やっぱり私は、本質的に働く人たちの給与というのは、最低決められたような形で守るという体制をとるべきだと思うんですよ。

それで、結局24年で、ここにありますように総額で、期末まであわせて3,294千円という金額ですよ。全体的にも、それは厳しいのはわかりますよね。しかし、やっぱりそこところは、鹿島は鹿島としての自主性を持って、まずはやっぱり市民のために先頭に立ってもらって職員の人たちが安心して仕事ができるように、その人たちの収入の保証というの、やっぱり十分にするという体制をとられないものかどうか、実的に。その辺はどうなんですか、市長、その辺について。

**○議長（中西裕司君）**

樋口市長。

**○市長（樋口久俊君）**

御指名ですから、お答えいたします。

まず、ひょっとしたらですよ、ひょっとしたら誤解があるのかもしれませんが、今回の措置は、国が現在成立をさせました国家公務員の、いわゆる7.8措置といいますね。あれとは無関係だということを理解しててください。これは、平成18年のときに既にやらなければいけなかった措置を、どういう言い方をすればいいですかね。先送りというのは適当じゃないかもしれませんが、送ってあった措置をやりましょうということなんですよ。それが1点。そこはわかっていたきたいと思います。

それから、本来なら2カ年でやれというルールになっているんですよ。しかし、それはちょっとひどいだろうと。特に、私たちのまちでは、かなり職員の中でも高齢の部分に重しがかかかりますので、この措置は。したがって、2年であるべきところを4年という形で、そういう意味では、鹿島市独特のやり方と言ってもいいのかもしれませんが。そういうやり方をやっております。しかし、何もしないということになりますと、それこそ別の意味で独自性を発揮したということになりますので、それはいろんな公務員全体のルール、やり方からして、とてとり得る措置ではないということで、いろんな状況を見ながら、また職員の方の皆さんの

影響も勘案しながら4年で解決しよう。つまり、繰り返しますと、5年前にやった措置を、今から4年かけて元に戻そうということでございますので、今回、7.8%国家公務員が下がる云々ということとは無関係ということは、理解をしておいていただきたいと思います。

○議長（中西裕司君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

いろんな理由があることはわかりますが、やっぱり働いている人たちの生活を守ること、そのことが、さらには地域の経済に大きな影響をしていくと。鹿島市の職員さんたちの全体の影響というのは大きいですね。やっぱり何ととっても大きいところがあります。しかし、それが今本当に削られて、鹿島市の経済にも大きな影響が出てきているというのは事実。これは、もちろん皆さんの給与関係だけじゃない、1次産業の落ち込みその他、いろんな産業の落ち込みの中で、鹿島市全体の経済も落ち込んでいるわけですけど、しかし、そういう問題については、さらに今回は18年からとおっしゃっていますが、もっと国は圧力をかけてきますよね。今、いろいろと財政改革の問題も言っていますし、特に災害のことを理由にしながらやってきているわけで。ですから、私たちはやっぱりここで何を一番していかなんといかんかて、財政をどういうふうに使っていかなばいかなんといふのを、やっぱりもう一遍検証していかなんといかんし、何度も繰り返しますが、そこで携わっている人たちが、安心できて、本当に市民に責任持てるような体制をつくっていくということを、幾ら前はそうだったかということもありますが、そののところに一番責任者が立っていただくように私はしていきたいと思います。よんにゆう言うたっちゃ金なかばいと思ひよんしゃっでしょうけど、そういう問題じゃないんだと思いますよね。

そういうことで、もうあとは答弁要りませんが、私は、やっぱりこれは前からの云々といえども、どうしても納得いきません。

以上です。

○議長（中西裕司君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

討論を終わります。

採決します。議案第12号 鹿島市職員給与条例等の一部を改正する条例については、これ

を提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中西裕司君）

起立多数であります。よって、議案第12号は提案のとおり可決されました。

午前中はこれにて休憩します。なお、午後の会議は午後1時から再開いたします。

午前11時51分 休憩

午後1時 再開

○議長（中西裕司君）

午前中に引き続き会議を開きます。

日程第8 議案第13号

○議長（中西裕司君）

次に、日程第8、議案第13号 鹿島市立公民館設置条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。土井生涯学習課長。

○生涯学習課長（土井正昭君）

議案第13号 鹿島市立公民館設置条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

議案書は24ページから25ページでございますが、議案説明資料で説明をいたします。

議案説明資料の18ページをお開きください。

今回の改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、社会教育法の一部が改正されたことなどにより、条文の整備が必要となったことによるものです。

主な改正の内容は、公民館運営審議会の委員の委嘱基準は、これまでは国の法である社会教育法で定められていましたが、改正後は文部科学省令で定める基準を参酌して、各自治体の条例で定めることとなるものであります。省令に照らし合わせた結果、省令基準を条例の委嘱基準とするものです。

施行期日は平成24年4月1日といたします。

参考までに、改正後の社会教育法の抜粋を掲げていますが、ここの第30条の第2項で「前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。」と改正されております。

また、公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令では「社会教育法第30条第2項の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。」と定められています。

前の17ページに戻っていただきます。

以上のことから、新旧対照表で鹿島市立公民館条例の一部を改正する条例の改正点を御確認いただきます。

アンダーラインの部分が改正になります。

第13条の公民館運営審議会について改正をいたします。

第1項は「公民館運営審議会」を「鹿島市公民館運営審議会」に改め、第2項に先ほど説明いたしました審議会の委員の委嘱の基準として「審議会の委員（以下「委員」という。）の委嘱は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から行うものとする。」を追加いたします。

第3項以降は、第2項の追加に伴い、項が1つずつ繰り下がり、第3項では、第2項の追加に伴い「前項による審議会の委員（以下「委員」という。）」を「委員」に改め、第6項では、委員の委嘱基準が社会教育法から条例の第2項に改正になることにより「法第30条第1項」を「第2項の基準」に改めるものです。

以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

○議長（中西裕司君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

討論を終わります。

採決します。議案第13号 鹿島市立公民館設置条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中西裕司君）

起立全員であります。よって、議案第13号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第9 議案第14号

○議長（中西裕司君）

次に、日程第9．議案第14号 鹿島市民図書館設置条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。土井生涯学習課長。

○生涯学習課長（土井正昭君）

議案第14号 鹿島市民図書館設置条例の一部を改正する条例について説明をいたします。  
議案書は26ページから27ページでございますが、議案説明資料で説明をいたします。  
議案説明資料の20ページをお開きください。

今回の改正は、先ほどの議案第13号の条例改正と同様に、図書館法の一部が改正されたことなどにより、条文の整備が必要となったことによるものです。

主な改正の内容は、図書館協議会の委員の任命基準は、これまでは国の法である図書館法で定められていましたが、改正後は、文部科学省令で定める基準を参酌して、各自治体の条例で定めることとなるものです。

省令に照らし合わせた結果、省令基準を条例の任命基準とするものです。

施行期日は、平成24年4月1日といたします。

参考までに、改正後の図書館法の抜粋を載せておりますが、ここの第16条で「図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。」と改正されております。

また、図書館法施行規則の一部を改正する省令の抜粋では、図書館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を第12条で「法第16条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。」と改正をされています。

前の19ページに戻っていただきます。

以上のことから、新旧対照表で鹿島市民図書館設置条例の一部を改正する条例の改正点を御確認いただきます。

アンダーラインの部分が改正になります。

第9条の図書館協議会について改正をいたします。

第1項は「法第14条」を「法第14条第1項」に改め、第2項に先ほど説明をいたしました協議会の委員の任命の基準として「協議会の委員（以下「委員」という。）の任命は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から行うものとする。」を追加します。

第3項以降は、第2項の追加に伴い、項が1つずつ繰り下がり、第3項では、第2項の追加に伴い、前項による「協議会の委員（以下「委員」という。）」を「委員」に改め、第5項に「委員が、第2項の基準に該当しなくなった場合又は特別の事情が生じた場合は、教育委員会は、任期中であってもこれを解任することができる。」という項目を追加いたします。

以上で説明を終わります。御審議をよろしく願いいたします。

○議長（中西裕司君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

討論を終わります。

採決をします。議案第14号 鹿島市民図書館設置条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中西裕司君）

起立全員であります。よって、議案第14号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第10 議案第15号

○議長（中西裕司君）

次に、日程第10. 議案第15号 鹿島市中心身障害児通園施設設置条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

それでは、私のほうから議案第15号 鹿島市中心身障害児通園施設設置条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書の28ページをごらんください。

今回、障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正に伴い、所要の条文を整備したいので、この案を提出するものでございます。

内容につきましては、説明資料で説明したいと思いますので、定例会議案説明資料の22ページをお開きください。

今回の改正の理由は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う障害者自立支援法及び児童福祉法の一部が改正されたことにより、所要の条文を整備するものでございます。

改正の内容につきましては、鹿島市中心身障害児通園施設、通称すこやか教室ですが、すこやか教室は、障害者自立支援法に基づき、設置、運営を行っております。今回の法改正に伴い、根拠となる法律が児童福祉法になることにより、根拠として法律の条項を引用している利用者負担金に係る条文の一部を改正するものでございます。

施行日につきましては、平成24年4月1日とするものでございます。

続きまして、条例について説明いたします。

説明資料の21ページをお開きください。

これまで鹿島市心身障害児通園施設設置条例、第5条、利用者負担金は、障害者自立支援法第29条第3項の規定に基づき、納入をお願いしておりましたが、左の新しいほうのアンダーラインの部分ですけれども、今回の法改正により、児童福祉法第21条の5の3第2項の規定により算定して得られた額を利用者負担金として納入をお願いするものでございます。

なお、実態といたしましては、何ら変わるものではございません。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

**○議長（中西裕司君）**

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中西裕司君）**

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中西裕司君）**

討論を終わります。

採決します。議案第15号 鹿島市心身障害児通園施設設置条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（中西裕司君）**

起立全員であります。よって、議案第15号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第11 議案第16号

**○議長（中西裕司君）**

次に、日程第11. 議案第16号 鹿島市営住宅管理条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。森田まちなみ建設課長。

**○まちなみ建設課長（森田 博君）**

議案第16号 鹿島市営住宅管理条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書は、30ページから31ページでございます。

提案理由でございますが、今回、公営住宅法施行令の一部改正に伴い、所要の条文を整備したいので、この案を提出するものでございます。

改正内容につきましては、議案説明資料で説明いたしますので、定例会議案説明資料の26

ページをお開きください。

資料の中段に参考として示しておりますが、今回の改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律に関する法律、つまり、地域主権改革推進一括法の制定に伴い、公営住宅法の一部が改正されております。

改正は3点ございまして、1点目が同居親族要件の廃止、2点目が公営住宅及び共同施設の整備基準の条例委任、3点目が入居収入基準の条例委任でございます。

②、③につきましては、施行の日から1年間の経過措置がございますので、今後、条例化に向けて検討していくことになっております。

①の同居親族要件でございますが、これが平成24年4月1日をもって廃止され、この要件を維持するかどうかは、各自治体の判断にゆだねられております。本市としましては、現行と同様な同居親族要件及び例外規定を維持することが望ましいと考えておりますので、条例の整備を行うものでございます。

23ページをごらんください。

新旧対照表でございますが、右側の今の条例では、入居者の資格として、第5条第1項第2号に同居親族要件として「現に同居し、又は同居しようとする親族があること。」と定めておりまして、単身者の入居は認めておりません。ただし、1行目の老人、身体障害者その他特に居住の安定を図る者として、公営住宅法施行令第6条第1項で定められる方につきましては、この第2号要件が適用されません。第1号、第2号、第4号、第5号の要件を満たせば、例外措置として単身者でも入居ができましたが、この同居親族要件と例外措置が廃止されます。

したがって、左側の新しい条例のように、同居親族要件はそのまま維持し、同居親族要件の例外として、これまで公営住宅法施行令第6条第1項に定められている、特に居住の安定を図る必要がある者について、2行目の別表で定める者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。）に改め、次の24ページの別表、老人、身体障害者その他特に居住の安定を図る必要がある者として、1号から8号までを附則の次に加えるものでございます。

したがって、これらに該当する方は、ほかの要件を満たせば、これまでのように単身者でも入居ができることとなります。したがって、公営住宅法等が改正されましても、入居資格は従来と変わらないこととなります。

なお、施行日は平成24年4月1日でございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長（中西裕司君）

質疑に入ります。14番議員松尾征子君。

**○14番（松尾征子君）**

ただいま説明を受けました分で、1つだけお尋ねをしたいと思いますのは、実はもう対応できているかなど、私はちょっとその後確認しておりませんので、ここでお尋ねするわけですが、実は市営住宅に入居するときに保証人をつけなくてはいけないという条件があるわけですね。それについては、今、特に高齢者とか、そういう保証人を受けられない人たちというのが結構おありで、保証人はやめるようにということで何度も申し上げてきたと思いますが、その後、それについては改善されたんでしょうか。もしそうでなかったら、こういうときに一緒にそういう問題も取り上げていってもらったらいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

**○議長（中西裕司君）**

平石建設環境部長。

**○建設環境部長（平石和弘君）**

連帯保証人のことについては、公営住宅法によりまして明記をされております。原則必要ではありますけれども、例えば、DVであります方につきましてはよろしいということになっております。

鹿島市におきましても、原則連帯保証人は必要でございますけれども、どうしても連帯保証人がいらっしゃらないという場合には、現在弾力的に取り扱いをさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

**○議長（中西裕司君）**

14番議員松尾征子君。

**○14番（松尾征子君）**

わかりました。確認をしたいと思いますが、ただいまの御説明ではDVなどとおっしゃいましたね。私がこれまでずっと関係したのは高齢者の方なんですよね。高齢者のひとり暮らしの方が非常に多いわけですが、そういう方たちに対する保証人の問題ですが、これもそれに該当するとして取り扱っていただけるのか——じゃなくて、取り扱ってもらいたいと思いますが、ここで確認をしていただきたいと思います。

**○議長（中西裕司君）**

平石建設環境部長。

**○建設環境部長（平石和弘君）**

高齢者等の方につきましても、先ほど申し上げましたように弾力的な運用ということで、連帯保証人がいらっしゃらないという理由で入居ができないと、拒否をしたということとはございませんので、これまでどおりの取り扱いをいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（中西裕司君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

はい、わかりました。ぜひその辺についてはお願いをしておきたいと思います。

うちも五、六人ぐらい高齢者の保証があったんじゃないかと思いますが、当時はどうにもできなかつたんですね。幸い、お家賃が安いところですから、これが民間みたいに40千円も50千円も言われると保証はできませんがね。幸い皆さんちゃんとお払いなってもらっていますから問題ないわけですが、ぜひその辺よろしくお願いをして、終わりたいと思います。

○議長（中西裕司君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

討論を終わります。

採決します。議案第16号 鹿島市営住宅管理条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中西裕司君）

起立全員であります。よって、議案第16号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第12 議案第17号

○議長（中西裕司君）

次に、日程第12. 議案第17号 平成23年度鹿島市一般会計補正予算（第6号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

議案第17号 平成23年度鹿島市一般会計補正予算（第6号）について御説明を申し上げます。

議案書は33ページとなっておりますが、補正予算書と議案説明資料に基づき、説明をいたしますので、お手元に御準備をお願いいたします。

それから、説明に入ります前に、まずもって、今回お配りいたしました議案説明資料に訂正がありましたことに心よりおわびを申し上げます。申しわけございませんでした。

では、御説明をいたします。お手元の補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、予算の総額から445,195千円を減額し、補正後の総額を12,857,765千円といたすものでございます。

2ページをお願いいたします。

2ページから9ページまでは今回の補正の集計表でございます。説明は省略をさせていただきます。

10ページをお願いいたします。

第2表は継続費の補正でございます。

2款1項、総務管理費の庁舎空調改修事業は、入札減に伴い、208,764千円の減額補正を行い、補正後の総額を157,836千円といたしております。

23年度と24年度の年割額は右に掲げている額となりますが、今回、年度の実施割合を変更し、平成24年度の実施割合を多くいたしております。

11ページをお願いいたします。

第3表は諸般の事情で、予算の一部を24年度へ繰り越して執行する繰越明許費の一覧でございます。

肥前鹿島駅及び駅前整備事業以下7事業で、総額448,595千円を24年度に繰り越して執行する予定といたしております。

繰越理由等は、後だって御説明をいたします。

12ページをお開きください。

第4表は地方債の補正でございます。

中学校耐震補強事業は、国の補正予算に伴い、新規に20,000千円を計上、経営体育成基盤整備事業以下9事業につきましては、事業費の確定及び起債充当率の変更に伴い、総額121,400千円から87,900千円へ減額補正を行うものでございます。

13ページをお願いいたします。

13ページから15ページは、今回の補正の事項別明細書でございます。説明は省略をさせていただきます。

16ページをお願いいたします。

16ページから87ページにかけましては、歳入歳出の今回補正の内訳となっておりますが、内容の説明は別添の議案説明資料に基づき、後ほど説明をいたします。

大きく飛びますが、88ページをお開きください。

88ページから95ページは一般会計の給与費明細書でございます。補正の中に人件費の補正が含まれておりますので、その明細などを示しております。

96ページをお開きください。

このページは、継続事業に関する調書でございます。23年度から継続事業として実施いた

しております庁舎空調改修事業の本年度と次年度の支出見込み額及び進捗率等を調書としてまとめたものでございます。

97ページは地方債の現在高調書でございます。右端の一番下の8,891,176千円が今回補正後の市債残高となります。

それでは、補正の内容につきまして御説明いたしますので、別冊議案説明資料の27ページをお開きください。

27ページから29ページは、今回補正の増減の比較表でございます。説明は省略をさせていただきます。

30ページをお開きください。

ここから今回補正の歳入の概要でございますが、新規事業を中心に、主なものを御説明いたします。

ナンバー1の市たばこ税は、売り渡し本数の見込み増により、45,000千円増額いたしております。

ナンバー2の子ども手当交付金は、給付実績見込みにより、91,805千円を減額いたしております。

ナンバー3の社会資本整備総合交付金は、事業費の確定に伴い、28,800千円減額いたしております。

ナンバー4の学校施設環境改善交付金は、西部中学校の耐震補強を行うもので、国の補正予算に伴い20,000千円を新規に計上いたしております。

ナンバー10及び次のページのナンバー11の寄附金は、株式会社キタック様から青少年教育振興に、株式会社スーパーモリナガ様から環境保全にそれぞれ指定寄附をいただきましたので、499千円を増額いたしております。

ナンバー12の財政調整基金繰入金は、歳入、一般財源の増などに伴い、1億円を減額いたしております。

ナンバー13の公共施設建設基金繰入金は、事業費の確定などによりまして、206,000千円減額いたしております。

ナンバー14の地域支援事業受託収入は、介護予防事業費の減に伴い、24,721千円減額いたしております。

ナンバー16及びナンバー17は、サマージャンボ、それからオータムジャンボの宝くじの収益金交付金でございます。この額が確定いたしましたので、サマージャンボにつきましては11,679千円、オータムジャンボにつきましては6,293千円を増額いたしております。

ナンバー19の中学校耐震補強事業債は、西部中学校の耐震補強を行うもので、これも国の補正予算に伴い20,000千円を新規に計上いたしております。

32ページをお願いいたします。

続きまして、歳出補正について主なものを御説明いたします。

ナンバー1の一般管理経費は、職員1名の退職手当を増額いたしております。

ナンバー2の財政調整基金積み立ては、後年度の財政需要に備えるため、130,000千円の積み立てを行うものでございます。

ナンバー3の庁舎空調改修事業は、事業費確定に伴い、174,274千円減額いたしております。

ナンバー8の介護予防事業は、介護予防事業の確定に伴い、23,237千円減額いたしております。

ナンバー9の子ども手当支給事業は、給付見込みにより91,786千円を減額いたしております。

34ページをお開きください。

ナンバー15の企業誘致助成措置事業は、雇用奨励金等の確定により、18,598千円の減額となっております。

ナンバー16の社会資本整備総合交付金事業は、事業費確定により64,999千円の減額となっております。

ナンバー19の災害対策一般経費は、防災行政無線更新計画の変更、防災車等の落札減に伴い、13,075千円減額いたしております。

ナンバー22の小学校耐震補強事業は、北鹿島小学校体育館耐震補強事業費の確定に伴い、12,030千円減額いたしております。

ナンバー23の中学校耐震補強事業は、歳入で説明いたしておりましたが、国の補正予算に伴い、西部中学校の耐震補強事業を前倒しして実施するもので、46,510千円を新たに計上いたしております。

ナンバー25の現年発生農地農業用施設補助災害復旧事業は、施工箇所数の減に伴い、11,471千円減額いたしております。

ナンバー26の借入金利子償還金は、長期債借入率の確定に伴い、10,000千円減額いたしております。

ナンバー27の予備費で8,470千円の減額調整を行っております。

36ページをごらんください。

このページは23年度の県営事業に伴う負担金一覧表でございます。括弧内が今回の補正額となります。

37ページをお願いいたします。

24年度へ事業を繰り越す繰越明許費の内訳と繰越理由の一覧でございます。

ナンバー1の肥前鹿島駅及び駅前整備事業につきましては、軟弱地盤のため、工法検討など、不測の日数を要したため、事業費を87,151千円のうち、87,000千円を繰り越すもので

ざいます。

以下の事業につきましても、表の右側の繰越理由により、全体では7事業、448,595千円につきまして23年度から24年度へ繰り越しをお願いするものでございます。

38ページをお開きください。

こちらは市債の現在高見込みでございます。

表の右から2番目の欄の一番下になります。8,891,176千円とございますのが3月補正後の市債残高の見込み額となります。前年度よりは433,491千円減収をしているということになっております。

8,891,176千円のうち、臨時財政対策債を除きます、いわゆる建設事業債残高は5,223,064千円となります。これも前年度と比較いたしますと724,749千円減少ということになり、起債残高としましては、着実に減少をしているというところでございます。

39ページは基金の状況を記載しておりますが、説明は省略いたします。

以上で、議案第17号 平成23年度鹿島市一般会計補正予算（第6号）の説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いたします。

**○議長（中西裕司君）**

質疑に入ります。10番議員徳村博紀君。

**○10番（徳村博紀君）**

10番議員徳村です。説明資料の33ページの、先ほども説明の中でありましたけれども、子ども手当支給事業について質問いたします。

多分1月か2月ぐらいに新たに子ども手当の申請ということで手続をしてくださいということで市のほうから子供さんのいる各御家庭に書類が配付されたというふうに思いますけれども、実際、話を聞いてみますと、いろいろなところでまだ申請がされていないというところもお聞きします。

特に、先日から給食費の未納の問題もありましたけれども、この子ども手当の中から天引きをされるということもありましたが、実際問題として、その中から本当は天引きをされればいいんでしょうけれども、その手続すらしていないという御家庭もあったという話を聞いています。

ですから、その点についてのお尋ねなんですけれども、まだ子ども手当の申請をされていない御家庭というかな、世帯がどれぐらいあるかということをお伺いたします。

**○議長（中西裕司君）**

橋村福祉事務所長。

**○福祉事務所長（橋村 勉君）**

お答えします。

2月の段階では34件ありました。現在は5件まで減ったという経過があります。

以上です。

○議長（中西裕司君）

10番議員徳村博紀君。

○10番（徳村博紀君）

現時点では5件ということでございますけれども、実際2月が支給日ということを考えますと、もう第1回目の支給日は終わっているわけですよ。ということは、この5件に関しては、申請がなされていないということですから、子ども手当が支給されていないということになります。

まず、この1点だけお伺いしますけれども、福祉事務所として、この5件に対しては何かアプローチとかされるんですか。

○議長（中西裕司君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

未申請者へのアプローチということですが、文書による催促、あるいは電話等で連絡がとれれば、そういった形で連絡はとっているところでございます。

以上です。

○議長（中西裕司君）

10番議員徳村博紀君。

○10番（徳村博紀君）

申請をされていない方が5件あるということですが、もう1回目の支給が過ぎているということでもありますから、例えば、3月とか4月に申請をされた場合、さかのぼって2月分というのは出るのでしょうか。

○議長（中西裕司君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

お答えします。

3月の末までに申請をしなければ、その権利としてはなくなります。ですから、4月になっての申請というのは、もう権利としてはなくなるということになります。

以上です。

○議長（中西裕司君）

10番議員徳村博紀君。

○10番（徳村博紀君）

先ほど3月の末までに申請をしなければ、権利がなくなるということですが、2月までの分の権利がないということですか、それとも1年分の権利がないということですか。

○議長（中西裕司君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

1年分の権利ということで御理解いただければと思います。

○議長（中西裕司君）

10番議員徳村博紀君。

○10番（徳村博紀君）

ぜひ福祉事務所のほうでも申請が済んでいच्छらないところには、こういう国の制度ですから、もう利用してくださいというためにある制度ですから、ぜひアプローチをして、1件でも支給できるような形をお願いをしたいと思います。

次に、同じ33ページの11番の浄化槽設置整備事業について、ここでは60基の目標が47基ということがございますけれども、年間60基、そして5年間で300基ということでは計画をされていたんじゃないかなというふうな気がいたしておりますけれども、今回、60基が47基ということで13基少なかったわけですが、これはもう次年度の予算にもかかわることかもしれないんですが、この13基分というのはどうなんでしょう。また次年度に持ち越すことになるのでしょうか。

○議長（中西裕司君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

徳村議員の質問にお答えを申し上げます。

浄化槽設置整備事業の件でございますけれども、これにつきましては、私どもは5カ年の計画の中でございますけれども、先ほどおっしゃいましたように、年間60基、5年間で300基ということで一応予定をいたしております。

それから、一応県とか国に対しても5カ年間の計画ということで、その基数を上げさせていただいております。基本的には、今回は60基でございますが、一応内示が51基ございました。ただ、実績としては47基ということで、今現在見込みが整っております。ただ、これは県のほうには一応5年間の計画ということでお願いをしておりますので、その点の基数につきましては5年間の中で調整ができるということで聞いております。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

10番議員徳村博紀君。

○10番（徳村博紀君）

ということであれば、次年度は13基プラスして73基ということもあり得るということで考えておいてよろしいんですか。

○議長（中西裕司君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

お答えを申し上げます。

24年度の予算につきましては当然ですね、これがつくる時点というのが12月ぐらいの時点だったものですから、多分5年間の計画ということで60基を予定しているかと思いますが、そのあたりにつきましては、県にお願いしています5年間の中で調整がつくものと思っております。

以上です。

○議長（中西裕司君）

10番議員徳村博紀君。

○10番（徳村博紀君）

ちょっと答弁がわかりづらいんですけども、県に言っている数字が5年間で300基ということでございますから、その辺で微調整を5年間でやっていくということなんでしょうけれども、実際、次年度がどうなのかということを私はお聞きしていますから、5年間でどうこうという話じゃないんですよ。ですから、来年度13基プラスをして考えていいのか、それとも今までどおり60基ということ考えるべきものなのか、その辺のお伺いなんです。

○議長（中西裕司君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

徳村議員の質問にお答えを申し上げます。

来年度の予算ということで具体的な質問でございますけれども、多分来年度につきましては5年間の計画ということでございますので、60基で一応新年度予算は計上をお願いしているということでございます。

○議長（中西裕司君）

平石建設環境部長。

○建設環境部長（平石和弘君）

お答えをいたします。

今年度の実績が60基の予定に対しまして47基。当初予算の60基というのは、うちの国に対する要望額でございましたけれども、国の補助の予算が51基の分ということで配分があったというのがまず1つでございます。

51基の分の配分はございましたけれども、実績としては47基の予定となっております。この47基といいますのは、要件といたしまして、3月31日までに完了しなくてはならないという条件がございますものですから、51基まで配分枠はありながらも、そこまではいかなかった

たということでございます。

したがいまして、私どもは総合計画に60基ということで計画をいたしております。したがいまして、私たちがやらなければならないのは、早目に着手をいただけるような市民の方へのもっと積極的なPR、そういうふうなことが必要ではないかと。また、各工事事業者の方の御協力もいただいて、そこをしないことには60基ということは難しいことも出てくると、そういう状況、実態でございます。

以上です。

○議長（中西裕司君）

10番議員徳村博紀君。

○10番（徳村博紀君）

はい、わかりました。

浄化槽でまた別の質問なんですけれども、今、浄化槽の点検ということで、県、そして業者の2回点検がされていると思います。これは浄化槽を設置している御家庭というのは御存じだろうというふうに思いますけれども、例えば、同じ月に県の定期的な1年間の検査があって、そして、その1週間後ぐらい、もう極端な話をすれば、翌日とか翌々日に今度は業者のほうから点検に来られるときがあります。これはもう委員会の中でも質問したと思いますけれども、この件について全く同じ検査をするのであれば、消費者側からとってみれば、1回のほうがいいですよ。1回の検査が大体4千円前後かかるわけです。ですから、ただですら合併浄化槽は下水道よりも高いわけですから、そういったところを省くということではできないんですか。

○議長（中西裕司君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

徳村議員の質問にお答えをいたします。

まず、県のほうの1回の検査でございますけれども、これは法的に決まっております、佐賀県内で申し上げますと、佐賀県の環境科学さんがやっています。それとは別に、浄化槽を設置いたしますと、点検の業者と一応契約をなします。その中に、点検で申し上げますと、年3回ほどの点検と汚泥の引き抜きが入っておるかと思っております。そういうものをあわせると、多分おっしゃいますように、年間で六、七万円というふうなデータが出てくるかと思っております。

ただ、今議員おっしゃったように、やはり県の検査もあって、業者の点検もあると。内容的には水質等の検査をされるものですから、そのあたりは例えばお話し合いによって、もう少し間隔をですね、例えば、同じ月にダブらないようなことで、そういうふうなことはお互いの話し合いの中でできるのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

10番議員徳村博紀君。

○10番（徳村博紀君）

検査をやるのであれば、我々消費者としてみれば、同じ情報ですから、共有していただいたほうが一番いいですよ。要するに、こういう検査結果が出ましたということで、コピーでも渡せば、それで済むわけですよ。異常があれば、そこを改善すると。異常がなければ、1回の検査でいいわけですよ。ですから、例えば、1回の検査が4千円ということになれば、県と業者がすれば8千円になります。ですから、この部分がですね、今まで浄化槽をつけて、私も思いましたけれども、いろんな方からやっぱりそういう声が一番最近上がってきているものから、この点をどちらか省くということができないのかということはずっと考えてきましたけれども、なかなか県のほうについては法定的な検査ですよ、がありますね。じゃあ、省けるとしたら、業者の検査を省くということになりますけれども、これもまた業者さんとの絡みがあって、そうスムーズにはいかないだろうというふうな気がいたします。ただ、この合併浄化槽につきましては、もう以前から言われているとおり、下水と浄化槽の——もちろん、浄化槽は15年、20年たてば、これは自分でまた取りかえをしなければいけない、あるいはいろんな維持費がかかりますから、そこまで含めると、下水道よりもはるかに維持費が高いということになっています。

ですから、そういったことも含めて、やはりこういうところから少しずつ消費者の負担を減らしていくようにしていかなければいけないんじゃないかなという気がいたします。

ただ、鹿島には今清掃業者が3社あります。これもやはりいろんなところで分けをされていると思いますけれども、消費者としてはやはりそれは選びづらいというか、もうそこにしかお願いできないという状況になっていると思うんですね。ですから、こういったところもそれができない要因の一つになっているような気がいたしますけれども、今後、浄化槽の検査のことも含めてですけれども、料金を下げるというようなことはできないのでしょうか。

○議長（中西裕司君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

徳村議員の質問にお答えを申し上げます。

浄化槽の定期点検の値段を下げることはできないかということでございますけれども、これにつきましては、あくまでも民間の会社と個人さんの契約ということになります。我々のほうからそれを幾らにしろなさいというふうなことはできないかと思っております。ただ、やはり県内の状況とかを見た中で、若干これは値段にばらつきもあるというふうなことも聞いておりますので、地域的に高いとか低いとかもございましょうけれども、そういうところはやはり

利便性から見て、なるべく廉価のほうでお願いをするようなことは口頭でもお願いをしていきたいということを思っております。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

10番議員徳村博紀君。

○10番（徳村博紀君）

最終的には、民間の業者さんがかかわりますから、簡単に行政が値段を落としてくれということは言えないだろうというふうにと思います。といいますのは、やはり業者の方々もそれなりの経営状況があるわけですから、勝手にこっちからこうやってくれということは言えない状況だろうと思います。しかしながら、今の状況を見てみますと、鹿島で3社あって、消費者は選べていない状況だろうと思うんです。ですから、例えば、うちの地区であれば、この業者さんが回ってきておられますと。じゃあ、あなたはもう来なくていいですと。私は県外の業者と、あるいは市内の3社の中から別のところと契約をしますからというふうなことができればいいですけれども、今の状態であれば、暗黙の了解でできないような状況になっていると思うんですね。ですから、そういう状況の中で、ほとんど独占状態でそれをされているから、こういった問題が出てくると私は思っています。

ですから、ある意味、この点については非常に公共性の高いものですから、ぜひその点は市の当局もきちんと言う分は言っていただいて、もちろん、業者さんのことも考えなければいけないとは思いますが、消費者、要するに浄化槽を持っていらっしゃる御家庭に対しての配慮というのを考えながら、業者さんには指導なり相談なりをしていただきたいと思いますがいかがですか。

○議長（中西裕司君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

徳村議員の質問にお答えを申し上げます。

まず、浄化槽の定期点検の件でございますけれども、これにつきましては再度説明を申し上げますけれども、県の点検が一つございます。それから、あと浄化槽には点検と清掃という2つの業務がございまして、この点検のほうにつきましては県の登録ということになっております。それから、清掃ですけれども、これはくみ取りのほうの許可になりますので、当然市の許可ということですから、実質は3つございます。ですから、先ほど議員おっしゃいましたように、点検で別業者、清掃で別業者ということも確かに可能ではございますけれども、抜き取りの場合がし尿のくみ取りの許可が要るものでございますから、今現在やっていらっしゃるの、皆さん点検も清掃も持っていらっしゃいますので、基本的には、くみ取りをしているところが多分浄化槽のほうの点検とくみ取りもなさっているというふうなこと

で思っております。

ですから、これにつきましては、確かにお値段等はおっしゃいましたので、我々としてもやはり県内を見て、値段が高いようであれば、そういうふうなことで、やっぱり利用者のためにもう少し安くお願いしたいということで申し入れ等をしていきたいということで思っております。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

10番議員徳村博紀君。

○10番（徳村博紀君）

今、浄化槽を新しく設置するときには、このような補助が出るわけですがけれども、実際に浄化槽が20年も30年ももつところはないと思いますね。中のタンクが割れたりとか、それに付随する機械が壊れてみたりということがございます。

ですから、こういった部分についても、最初のときは補助が出ますけれども、2回目以降は補助が出ないと思うんですね。ですから、もしそのような形で、浄化槽が壊れた場合に、何らかの補助をしてあげるような措置がないと、多分きついんじゃないかなというふうな気がいたします。といいますのは、割れっ放しで汚泥が流れた状態で、お金がないからといって、それをほったらかしにしておくというケースがこれから多分出てくると思います。そういうときに、そのにおいが近所にそのまま流れていくわけですよ。お金がないからできないと言われたら、それでもう終わりですよ。ですから、それもやはり行政がこのような形で浄化槽を進めてきた以上は、そこまで管理をしなければいけないと思いますけれども、その点についてはいかがですか。

○議長（中西裕司君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

徳村議員の質問にお答えを申し上げます。

確かに個人設置型で申しますと、浄化槽をつくるときには国・県・市からの3分の1の補助がございます。これらの維持管理は当然自分でしてもらいますけれども、確かに今おっしゃったように、壊れた場合について、今の補助制度はございません。ですから、これもなかなか難しい問題だと思っております。ただ、一つあるのが、例えばの話、今、県内でも市町村設置型が進んでおりますけれども、市町村設置型等になったら、当然市の所有物ということであれば、それは当然市が壊れた場合でも修理をするというふうなことはできるかと思っておりますので、そのあたりを検討すべきかなということは思っております。

以上です。

○議長（中西裕司君）

平石建設環境部長。

**○建設環境部長（平石和弘君）**

徳村議員のほうから御質問をずっといただいておりますけれども、最終的に、この生活汚水の処理ということにつきましては、環境の面、それから住環境の面、大変大事なことであります。したがって、これまでも申し上げておりますけれども、実は、公共下水道の全体計画の見直しを23年度から着手いたしております、25年度にはその全体の見直しをやるというところで今進んでおります。

したがって、このことについて今申されているのをお聞きしますと、やはり利用する側からの公共下水道を含め、浄化槽の平等性の考え方があると思います。もう1つは、全体的なことから申し上げますと、市の経営の面というものがござります。公共下水道を進めるにしても、それから浄化槽の戸別の整備を進めるにしても、全体的な財政というものがござりますので、そういった経営の面がござります。

したがって、そういった2つの側面を考えまして、今御質問をいただいているようなことをですね、要するに平等性というのですか、そういうふうな不均衡にならないようなことが大切だろうと思っておりますので、見直しをする中で素案を早くまとめて、まとめた段階ではそういう状況を議会、全員協議会にも御説明をするような形に早く持っていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

**○議長（中西裕司君）**

10番議員徳村博紀君。

**○10番（徳村博紀君）**

先ほど部長の答弁の中で平等性ということがございましたから、それについて最後をお願いをして終わりたいと思います。

下水道と合併浄化槽というのは、多分維持費の面で考えれば、合併浄化槽のほうが非常に高いというふうに思っております。ですから、この分の不均衡をぜひ直していただくという意味で、24年に計画策定して、これから下水道がどれだけ拡大するのか、縮小するのかというのを前回の議会のときにお伺いしましたが、その方向性もまだお答えをいただけていない状況ですから、これからその下水道が拡大するなり、縮小するなりという、どちらの方向かわかりませんが、ただ、先ほどおっしゃった平等性ですね、金額が片方だけが突出して高くなるようなことだけは避けていただきたいというふうをお願いをして、終わりたいと思います。

**○議長（中西裕司君）**

ほかに質疑ありますか。7番松尾勝利君。

**○7番（松尾勝利君）**

7番議員の松尾でございます。2点だけ質問をしたいと思っております。

今回、市のたばこ税が当初の予定よりも45,000千円ほど税収がふえております。たばこの値段が上がったことで、多分吸われる方の本数が減るだろうということで、予算的には前年並みの予算を組んでおったわけですが、あに図らんや、結果的に45,000千円の税収増になったということで、ここに売り渡し本数見込み額の増による増ということで書いてありますけど、実際に本数がどうなったのか。あと1箱当たりの値段の増で、どのような状況でこの45,000千円の増額になったのか、まず質問いたします。

**○議長（中西裕司君）**

中村税務課長。

**○税務課長（中村和典君）**

お答えをいたします。

たばこ税の値上げにつきましては、一昨年10月1日に値上げになったわけですが、この後の状況について申し上げたいと思います。

まず、有名な銘柄のたばこが300円から410円に値上がりをしたということで、約1.4倍の値上りをいたしております。当然この分は税収にはね返るわけですが、410円のたばこ1箱の中に税金がどれだけ含まれているかということについて、まず申し上げてみたいと思います。264円40銭ということで、約64.5%が国、県、市町村に入る税金でございます。それで、ちなみに、私たち市町に入ってくるたばこ税の額でございますが、これは410円を想定したときの額が92円36銭、率で換算いたしますと、約22.5%が市町のたばこ税として入ってくることになります。

それで、私たちが23年度の当初予算を組む段階でいろいろ分析はしたわけですが、平成18年度にたばこ税が値上げになっております。その当時の状況を申し上げますと、鹿島市の税収が227,000千円ということで、これまでで最高の税収をたどっております。その後、年に大体4%から5%程度、税収の落ち込みがございまして、23年度予算についても、多分この値上げによって、たばこ離れといいますか、売り上げが極端に落ち込むんじゃないかということで、前年度の決算対比約5%の減で、182,000千円で予算を計上したわけですが、その後、値上げの直前、9月、10月の段階では買いだめと申し上げますか、非常に異常な税収の伸びを示したわけですが、その反動がその直後にございまして、10月、11月、12月、この3カ月間ほどは非常に税収も前年度対比6割から半減というふうな状況をたどったわけですが、それで、結果的には、5%減で予算を組んだわけですが、その後の経過の中で、非常に22年度の値上げの状況に近づいてきたということで、今回45,000千円を増額いたしまして、227,000千円の補正後の額に見積もりを変えたわけですが、

決算的には、今月の状況がございまして、まだ結果は出ておりませんが、大体この程度の状況で推移するんじゃないかということで見込んでおります。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

7番議員松尾勝利君。

○7番（松尾勝利君）

税収がふえたということは、市にとって非常に好ましいことではあるんですが、たばこを吸われる人の動向がどうだったのかと、今説明があったわけですが、やっぱり吸いたかけんが、おれは吸うくさいという人は減る要因じゃなくて、そういうふうなふえる要因になったということございまして、この市のたばこ税がふえたということで、税収はふえたんですが、吸う人もやはり同じ、減らなかったということで、健康、あるいは病気の誘発要因にもまたずっとつながっていくということで、せっかくこれだけ税収が上がったものですから、そこら辺にこの健康管理についての啓発活動、そういうことも兼ねて——せっかく税収が上がったんですが、吸う人がまだずっと継続していくということで、結局、健康保険なんかにもはね返ってくるというようなことも考えられますので、今後の啓発活動なり、そういうことについて今まで以上にこの税収がふえた分の幾らかなりとも予算を上乗せしてできるようなことは考えていらっしゃるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（中西裕司君）

栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

お答えいたします。

たばこ税がふえる、ふえないではなくて、もともと保険健康課といたしましては、高血圧の要因であるとか、もう1つは、いわゆる吸った後の煙によって、周りの方に迷惑をかけていくということは啓発をずうっといたしております。もちろん、市報のほうにも年四、五回は掲載をいたしているところでございます。

今回また、杵藤地区保健福祉事務所のほうとお話をいたしまして、各公民館について、同じような形で禁煙対策をとっていただけないでしょうかというお願いに全地区回ったところでございます。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

7番松尾勝利君。

○7番（松尾勝利君）

税収がふえるということと、今保険に対するやはり気配りということも大事だと思っております。

やはりまだたばこを吸われる人、大分以前からするとマナーもよくなってきておりますけど、町なかを歩いていると、まだたばこのポイ捨てとか、いろんな問題もありますし、ぜひ

そういう面で、たばこ税がふえたとはよかけんが、そこら辺のマナーもぜひ皆さん方に守っていただくような御指導もお願いをしたいというふうに思います。

次に、先ほど徳村議員のほうから質問がありました浄化槽設置事業のことについてお伺いいたします。

ことしから44基ふやして60基ということで、5年間で300基の設置目標を上げているということでございますが、先ほど平石建設環境部長のほうからお話があったように、なるべく申請を早く上げてほしいということであったわけですが、今、市のほうとか県の補助をいただいて、住宅リフォームにもこの制度が乗ってくると思います。

そういうことで、ことし47基設置をされましたけど、この制度に全部を乗せたのか、あるいはその内容がどうだったのか、おわかりならば、お答えを願いたいと思います。

**○議長（中西裕司君）**

森田まちなみ建設課長。

**○まちなみ建設課長（森田 博君）**

今回の緊急対策のリフォーム制度で合併浄化槽を設置された世帯数が47軒のうち、38軒ということでございます。

**○議長（中西裕司君）**

7番議員松尾勝利君。

**○7番（松尾勝利君）**

今、47軒のうち、38軒ということで、やはりせっかくこれだけ市のほうに助成制度があるのを活用する場合と、活用できなかったということで、個人の負担というのはかなり違ってくるといふふうに思います。

それで、先ほど平石建設環境部長のほうから早目に申請をしてくださいということであったわけですが、市の住宅リフォーム制度の受け入れがいつから申請があるのか、結局、浄化槽の申請と両方一緒にできるような状況であればいいんですが、それぞれ別々であれば、今回のように、やはりこの助成に乗る人と乗らない人が出てくるので、そこら辺はどういうふうな関係になっておるのか、お伺いしたいと思います。

**○議長（中西裕司君）**

福岡環境下水道課長。

**○環境下水道課長（福岡俊剛君）**

浄化槽のリフォームの件だと思います。これにつきましては、新年度につきましては、4月1日の市報で載せまして、そのあたりの受け付けが一緒になることをお願いしたと思っております。

それと、本年度の状況ですけれども、47基のうち38基ということでございますけど、これにつきましては、リフォームの場合があくまでも市内の業者という条件がついております。

ただ、浄化槽の場合は、県内の業者であればよろしいものでございますから、例えば、全部家をまとめてつくられるならば、どうしても市外の方が入っていらっしゃるということがあるものですから、そこに差ができてきたものと思っております。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

7番議員松尾勝利君。

○7番（松尾勝利君）

今言われたように、施工業者が市外の方であれば、住宅のリフォームの助成を受けられないということがございますので、そこら辺はリフォームされる方が十分周知をして、やっていただきたいというふうに思いますが、今年度51基の予算をつけられて47基だったということで、先ほど徳村議員も言われておりましたけど、例えば、来年度、60基の予定で70基申請があったということであれば、国もその範囲でおいてくるような状況になるんでしょうか、そこら辺は。

○議長（中西裕司君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

松尾議員の質問にお答えをいたします。

23年度は一応60基要望いたしておりまして、内示があったのは51基でございます。ただ、今現在、3月の年度末の見込みを加味いたしますと、47基ということになっております。これにつきましては、徳村議員の質疑の中でもお答えをいたしておりますけれども、5年の中で調整をするということになっていきますので、そのあたりはまた新年度以降も県のあたりと調整とかをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

7番議員松尾勝利君。

○7番（松尾勝利君）

はい、よくわかりました。公共下水道以外の地区にはぜひこの合併浄化槽の設置というのが望まれますし、今、こういうふうなリフォーム制度だとか、いろんな助成制度がありますので、今のうちに市民の皆さんになるべく多く知っていただいて、この制度にのせられるような形でリフォームができて、合併浄化槽の整備が進むようお願いいたします、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（中西裕司君）

ここで議員の皆様にお聞きします。

質疑のある方、恐れ入りますが、挙手をお願いいたします。——わかりました。

ここで10分程度休憩をいたします。

午後 2 時25分 休憩

午後 2 時35分 再開

○議長（中西裕司君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

質疑ありませんか。1 番議員中村一堯君。

○1 番（中村一堯君）

一般会計のことで質問させていただきます。市長に質問させていただきます。

23年度の一般会計の予算もこれで大体決まったわけですがけれども、市長はもう23年度の予算、初めからつけられて、1年間通してみても、この鹿島市の行政を運営されてみてどういう感想を持たれたのかとかですね、どういうふうな感想を1年間通して、初めて予算をちゃんと考えられてつけられたので、思われたのかというのを伺います。

○議長（中西裕司君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

きつく言いますと、まだ終わっていないんですよ、あと1カ月ほど残っていますから。最後のところで何か起きるか起きないか、それはわかりませんが、いわばこの1年の感想を言いますと、思いがけないことありました。一番はやっぱり震災の影響は大きかったですよね。端的に言えば、鹿島市としても市全体から補正予算を組んでもらって10,000千円支出するというようなこともあったわけですよ。だから、そういうことを含めて、全く想像どおりというわけにはいかなかったと、それが1つですね。

それから、あと初めて総合計画を策定して、その政策の推進型の予算を編成したと、これはお話をしたとおりでございます。市民の皆さんも議会の御理解も得たし、それから、執行部の皆さん頑張ってもらって、おおむね総合計画の滑り出し、スタートとしては順調な形でいったんじゃないかと思っております。しかも、その総合計画の中に書いていないもの、どちらかというソフトの部分は想像以上にいろんなところから新しい材料がどんどん飛び込んできまして、私としては1年間はかなりプラスの部分が多かったかなと、そういう印象を持っております。

○議長（中西裕司君）

1 番議員中村一堯君。

○1 番（中村一堯君）

ありがとうございます。やっぱり一番最初言われたとおり、震災というのは本当に去年大きな、日本の劇的な変化があったときだったんじゃないかというふうに思います。市民の皆

さんとお話ししていて、23年度のこの鹿島市の行政の中で、これよかったよと言われたのが、住宅リフォームの助成金ですね、これは100千円助成していただいたのは、私もちょっと家を実際してみましたし、どういうものかなと思ってですね。された方から何組も、これよかったよというふうな声を実際お聞きしました。これはよかったんじゃないかなというふうに私も考えています。ありがとうございました。

今回、去年、市長が伊能忠敬のイベントだったり、囲碁のイベントですね、そういうものをされていて、市民の皆さんはですね、いろんな声に来て、文化的なものでよかったというものと、もっと動きを市長見せてほしいという声も実際私言われました。やっぱり周りのまちと比べると、トップの姿勢ですごく変わってきているまちもあるので、今度また新しく予算の審議がありますけれども、もっと攻めの鹿島市の姿勢というのを私は見せてほしいなど。23年度もあと1カ月ぐらいで終わりますけれども、今度のもっと市長が動かれ、やっぱりトップの姿勢で違うというのはいろんなまちに見学に行ったり、上の人の話を聞いて、非常にそれは肌で感じています。そういう樋口市長がリーダーシップをとられて、もっともっと24年度は鹿島をもっと発展させてほしいなというふうに思います。済みません、一言お願いします。

**○議長（中西裕司君）**

樋口市長。

**○市長（樋口久俊君）**

お答えいたします。

2つわかっておいてほしいのは、1つは、私はずっと言っているんですけども、この地域のね、よそを見るのもいいけれども、この地域のことをもっとちゃんと見て、自分の足元から何かを生み出すということを考えたらどうでしょうかと言っているんですよ。これをね、以前——今の質問に冷たく言うと、ないものねだりよりもあるもの探しをしたほうが本当は地域の実力が上がるんじゃないかな、これは私はそう思っています。何でもよそのまねをするなということではないんですよ、参考にするのはいいと。しかし、いいとこどりを全部したら、それは何をやるにも、もうとにかく身動きつかなくなるということですから。自分の、自分たちのやっぱり居どころといいますかね、それをよく見て考えないといけないんだらうと、そういうことだと思います。

それからもう1つは、大事なことは、行政のやり方として、何と申しますか、大きな——ちょっと言葉は悪いですが、大ぶろしきだけ広げて、あとは言いつ放しというのはなかなか本当はやるべきことじゃないと僕は思っているんですよ。政治家の中には——中にはと言うといけませんね。そういう非難を受けておられる方もおられますが、いろんなやり方がありますから、そこのところはきちっと見ないといけないということですから、余りハードルを下げて、できることばかり言ってやった、やったというのもこれは非常に難しいですけれ

ども、それぞれの取り口がありますから、だから、そういう面はしっかり見ていただきたいと思います。

ただ、リーダーというのはちゃんと言ったことはやらないといけないし、その段取りと、それから始末を見て、一緒にやってくれる人たちを引っ張っていくと、これは責任はとらないといけないと思っていますから、そういう考え方自体は私は変わりませんし、そのつもりでやっていきたいと思っています。一番大事なことは、何を言い、何を責任をとって、それをきちっとやっていけるかなということじゃないでしょうか。

○議長（中西裕司君）

1 番議員中村一堯君。

○1 番（中村一堯君）

今、答弁いただいて、最後に一言だけなんですけど、やっぱり鹿島市のいいところは鹿島市で見つけないといけないと思います。鹿島市の地域性を持ったまちづくりをしていかなければならないと思います。ほかのところと比べるとというのは、鹿島市だけ見ても私はしようがないと思うんですね。ほかのまちのいいところとか、私は今一般質問のためにいろんなまちを見に行っていますけど、やっぱりそのまちのよさを引き出してあげて、そして、鹿島市に反映するというところはやっぱり大切なことなんじゃないかというふうに思いますし、全国的に有名な方々、まちおこしの有名な方に聞いても、自分のまちのいいところをもっと見詰め直したほうがいいということはおっしゃっています。ほかのところのまちづくりを生かしてから樋口市長にも頑張っていたいただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（中西裕司君）

ほかに質疑ありませんか。2 番議員稲富雅和君。

○2 番（稲富雅和君）

2 番議員の稲富です。1 点だけ質問させていただきます。

補正予算書の75ページ、教育費の2目、事務局費です。委員会の資料にも詳しく内容説明等書いてありますけれども、この事務局費の8,236千円という補正額なんですけれども、内容によりますと、学習支援員事業費、ソーシャルワーカー活用事業費等々ですね、心の支援員活用事業費という小学校、中学校のために考えられた事業がたくさんあります。この資料、内容説明以上にもたくさんこの事業費というのを考えられて、子供のためにされていると思いますけれども、この数字を見ただけで、活用されていなかった、子供のためにならなかったということよろしいでしょうか。

○議長（中西裕司君）

中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

お答えします。

事務局費、今申されたとおり、いろいろと分野ございます。その中で、一番言われたのが、恐らく緊急雇用の部分での減額を言われたんじゃないかなというふうに思います。緊急雇用事業は、その方を募集するまでの期間、例えば、ハローワークで募集だとか、あるいは公告期間等あって、なかなかすぐに該当者といいますか、適当な方と言ったらまたおかしいんですけども、その方をお雇いするまでの期間というのがあります。例えば、予算取りでは、4月から3月までいっぱいいっぱいの子で雇用日数を計算して計上しておりましたけれども、ところが、募集に実際かかるとしても議会の議決後、実際のところは4月からということで、また募集期間もございます。また、実際その募集人数に対して応募される方が例えば少なかったり、あるいは途中でやめられたりとかで雇用日数がかなり減っております。そういう関係で最終的には減らさざるを得なかったというところでの減額がその分の減額ということで、決して——子供に使わなかったと言われましたけれども、そういうことではございません。その部分は使えなかったというのが正直なところでございます。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

2番議員稲富雅和君。

○2番（稲富雅和君）

そしたら、今回は緊急雇用、人が見つからなかったということで、補正ということでわかりました。でも、現場の子供たちに対しては、この市独自の事業内容は成果が得られたとお考えでしょうか。

○議長（中西裕司君）

中島教育次長。

○教育次長（中島 剛君）

お答えします。

鹿島市の教育方針のほうにもございますけれども、一人一人の子供に対してきめ細かく対応するというので掲げております。そういった観点で今回、緊急雇用の事業がございましたので、それを利用して、うちは——うちはといいますか、鹿島市は、ほかの町や市よりも緊急雇用の人数が多いというふうに承っております。そういったことで、その事業を活用して、できるだけその子供たち、例えば、学習支援であれば、どうしても1人の先生では十分に教えることができない生徒に対して、もう1人学習支援員というのを配置してきめ細かく教えていく。また、不登校対策としてソーシャルワーカー等を入れておりますけれども、そういった子供たちに対しても、できるだけ学校のほうに出てきてもらうように、また、出てくるように対応する、家のほうに訪問をしたり、訪問してからまた教えたりとかいうような事業もやっております。そういったことで、鹿島市としては、できる範囲の予算の中で十分

やったというふうに自負をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

2番議員稲富雅和君。

○2番（稲富雅和君）

わかりました。今後ですね、子供たちのためということでもありますので、ぜひいろんな事業をしていただき、成功させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中西裕司君）

ほかに質疑ありませんか。14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

何点かお尋ねしたいと思いますが、今ちょうど同じような関連の質問が出ましたので、それからお尋ねしますが、緊急雇用事業ですかね、県支出金の26ページですね。ここで商工費補助金の中で緊急雇用創出基金事業補助金ということで約10,000千円の残金がありますね。先ほど教育関係で8,000千円ぐらいやったですかね、ありましたが、私はこの事業というのは本当に、これを組まれたときにどうしてもこれをやっぱり十分生かしながら、皆さん方に少しでも就労の場ができればということ期待をしてきました。ただ、内容を見てみますと、先ほど教育関係においても、採用しても来られなかったとかいろんな問題ありました、期間の問題ももちろんありましたがね。

私は本来こういう事業をするなら、例えば、今教育委員会がやろうとしているような、そういう就労者というのは、緊急雇用——こういう事業を使わんでも当然子供のために、一般的に今まででもしておかなくちゃいけなかったし、こういう事業にのっかるんじゃないかと、やっていくべきものだとは私は思っていますね。それで、こういう緊急雇用創出基金の事業というのは、もっと本当に、今私はこれまでもよく市の事業としてね、清掃事業だって草取り事業だってあるじゃないかと、そういうのにだって皆さんたちに就労してもらうような対応をすればいいじゃないかというようなことも言ってきたと思いますがね。やっぱりせっかくのこういう事業が本当に今どうしても収入が欲しいという人たちが簡単に就労できるような対応の形での運用ができないのかどうかですね。これは県の事業だということで、それだけの足かせもあると思いますが、せっかくですからね、そういう幅広い人たちにもっと受け入れやすいような仕事をさせていただくというような形では取り組みができないのかどうか、その辺をお答えをいただきたいと思うんです。

○議長（中西裕司君）

有森商工観光課長。

○商工観光課長（有森滋樹君）

お答えをいたします。

松尾議員おっしゃいますように、たびたびそういうことを指摘というか、意見をお伺いしております。ただ、この緊急雇用事業におきましては、県の事業もあるということで、一応手続を踏まなければならないようになっていきます。ハローワーク、あるいは一般的に募集をして、そして、面接とかなんとかなる、書類選考をして決定していくということで、通常の手続を踏んで事務を進めていっているということでございます。

**○議長（中西裕司君）**

14番議員松尾征子君。

**○14番（松尾征子君）**

それはわかっているんですね。だから、そういうことじゃなくてね、せっかくこれだけのお金が——今回余ってるわけですが——あるわけですから、もっと本当に仕事を今すぐ欲しいというような人たちが受け入れられやすいような、そういう就労のあり方に変えていくというようなことをね。これは県の事業ですから、県が言うようにせんとだめですよということかわかりませんが、そういうところは実質的にやっている行政がやっぱり県に対しても物申しながら、これを生きたものにしようやと、せっかくだからね、しようやということでやっぱりやっていく。

せっかく年度当初これだけお金あるけん、就労できない人に行くんだなという期待を持ったけど、あけて見たらね、これは幾らだって、少し足らんやったけん市から出しましたぐらいのそういう活用のあり方ならまだしもですが、10,000千円も余らせんといかんというようなね、これはやっぱり限られた分の特殊な業務、それから、そのためのいろんな採用の方法だとか云々だとか、仕事の内容が内容ですから、そういうことにならざるを得ないかもわかりませんが、そういうのを何とか改善できないかと、私はそれを思っているんですよ。だから、行政としてももしそういうことが、そうだなと思うなら、県に対して物申すというような勇気がありますか。

**○議長（中西裕司君）**

中川産業部長。

**○産業部長（中川 宏君）**

お答えいたします。

10,000千円残っております、確かに。ですが、これは先ほど教育次長が申しあげましたような手続の関係等でやむを得ず余ってしまったお金ということです。

それから、再度繰り返しになりますが、商工観光課長が言いましたように、この緊急雇用事業ではルール、決まったとおりの形の方法をしなければ採用できない、これはもう当然な話です。ですから、この中で、今議員が申されるような形の雇用というのは、現実的にはかなり厳しいと思っております。

県に対して物申せるかということであれば、この緊急雇用事業という中で、こういう形で

日々雇用のような形になるんですかね、という形のシステムをつくってくださいと、別の問題での話はできると思います。ただ、この事業の中ではできません。

以上です。

**○議長（中西裕司君）**

14番議員松尾征子君。

**○14番（松尾征子君）**

わかりました。実質的にね、名前はどうかといいんですよ、実質的にそういうのができれば。だから、ぜひそういうことができるような体制をつくるということ、もうそれは市が独自でやれば一番いいわけですがね。県に対してもやっぱり一緒にやっていくという立場で、ぜひやっていただきたいと思います。

それから、これはもうあれですが、先ほどちょっと言いましたが、教育関係では、そういう事業というのはかねがねこういうのを利用せんでも、必要ならばつけんといかん仕事だと私は思うんですよ。それは答弁は要りませんが、そう私は思います。先ほど稲富議員が子供のためにならんやっとなかですか、子供のために必要かけんしょうわけなら、必要ならかねがねやっておくべきだと、市が独自でもやっておくべきだと私は思いますね。

もう1点お尋ねします。

74ページ、災害対策費です。最近もう毎日朝から晩まで、3月11日のあの地震、津波、原発事故の放映がずっとあっておりますがね。いまだに変わらぬように心を痛める毎日ですが、そういう災害に対して鹿島もいち早く、そういう災害地からの皆さんの受け入れの態勢をつくったということで発表なさいましたよね。現に予算もつけてもらったわけですがね。今、私の頭にあるのは、被災地からおいでになっているのは1人だということで、数日前も佐賀新聞に載りましたね。鹿島としては住宅も用意しますよと、必要なら田んぼも用意しますよと、ちゃんと生活の保障もしますよというような、そういう、本当によかったな、鹿島もこれだけのことが取り組めてという思いで私は聞きました。

ところが、その後あっていないと思いますがね。じゃあ、そういう取り組みをするということについて、ふろしき広げじゃないですけど、予定は立てただけど、具体的にそれをじゃあどう受け入れるという取り組みの方法としてはどうなさったんですか。ただ単にインターネットに流すとか、そういうふうにしたのか、それとも、誘致じゃないですが、現地に行っているんならそういうのをしたのか、そういうところは具体的にどうなったのかお答えください。

**○議長（中西裕司君）**

大代総務課長。

**○総務課長（大代昌浩君）**

お答えします。

就労支援とか受け入れのための生活支援とか、いち早くうちのほうで対応して、市報とかインターネットで公表して、問い合わせは何件か来て、全国から——全国というか、東北のほうから来たんですけども、何しろやはり地理的に遠いということで足踏みをされていたということが現状でございます。やはり知り合いとか親戚があれば、鹿島のほうにも来ているケースがあったと思うんですけども、なかなかそこまではですね、知人とか親戚がなかったというような状況でございます。

また、昨年にお一人受け入れましたけれども、ことしになりましたもうお一方単身で2月ですか、来られているような状況ですので、今お二人がこちらのほうに来ておられます。

以上です。

**○議長（中西裕司君）**

14番議員松尾征子君。

**○14番（松尾征子君）**

私たちがテレビとか映像、新聞その他マスコミ関係で見ただけでは、本当にその悲惨さはわからないわけですが、そういう中で、最近になっていろいろ具体的にテレビに出られる方からもいろんな現実的なもののお話しされていますよね。それと、私も県内に避難をしてこられたお母さんとか、いろんな人から直接お話を聞いたり、現地に行かれた人からその悲惨さというのがいかに大変なものかというのを聞かされて、やっぱり今現地に残っていらっしゃる人たち、だれも自分が生まれ育った、そこで生活を続けてきたところを離れたくはないけど、しかし、今の現状を見るときに、やっぱり私たちはそういう受け入れ態勢ができる状況があるわけですから、何としてもそういう人たちの苦しみを1人でも2人でも、1世帯でも2世帯でもやっぱり受け入れてやるという努力は、より以上にやる必要があるんじゃないかなというのを最近強く感じています。特に、やっぱり親戚がないと心細いとかなんとかいうのもあると思いますが、そういう面では、例えば、こちらからも現地に行かれた方もあるですね。だから、そういうところまで含めてお話をするとか、対応することをせんといかんのじゃないかなと、私は最近特に思っています。

だからといって、私自身も来てみませんかというふうなお誘いはしませんでした。幸い私も4月にはちょっと現地に行きますので、そういうチャンスがあったら、ぜひそういう形でのお誘いもしなくちゃいけないと思いますが、やっぱりまだ終わったわけじゃないわけですね。これからがまた大変な状況があるわけですからね。せっかくこれだけのことが準備されておりますから、私はその努力をしていただきたいし、今お聞きになっている市民の皆さん方も、ああ、そうかとお思いになる方があったら一声かけていただいて、大変だと思いました、離れるのは。しかし、あれだけ雪の寒いときに仮設住宅で苦勞されている姿を見ますと、やっぱり何とかできるなら、1人でも2人でも受け入れてやりたいというのはだれでも同じ気持ちだと思います。

そういうことですから、ぜひ努力をしていただきたい、ただ単に流すだけじゃなくてですね。そのことを思います。と同時に、このことについては予算書も出ていますから、見ればわかるかわかりませんが、来年度もこういう態勢をとっていきますか、お答えください。

○議長（中西裕司君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

来年の予算計上ですけれども、今年度の予算執行状況を見て、新年度でも予算計上を行っております。被災者の方が何を望んでいらっしゃるかというのは、やはり住みなれたところを離れたくないということが心情だと思いますので、一時的でもいいですからこちらで受け入れて、またもとの生活をしていただくように、引き続き市のほうでも支援をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中西裕司君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ぜひお願いしたいと思います。今、いろんな方のお話を聞いておりますと、まず、子供ですよね。子供のために、問題なかった家族が別れ別れになって、ひどいところではもう離婚してでも子供を守らんといかんということで、こちらに来られたお話を聞きましたが、そういう人がまだいっぱいいるんですよね。何とかできるところから手を差し伸べてやる——差し伸べてやるって言い過ぎかわかりませんが、やっぱりそれは安全なところにいる私たちの責任でもあると思いますので、ぜひお願いをして終わりたいと思いますが、市長、一言ありましたら。

○議長（中西裕司君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

ちょうど1年前にお話をしてから、早いものというか、あっという間に1年たってしまいましたけれども、お気持ちは同じなんですよ。ただ、この話が一番難しいところは、うちはよかですよ、うちに来んさい、よそのまちに行かんでうちに来なさいと、いわゆる誘致とは違いますので、最終的にお決めになる方がやっぱり判断をしてもらおうと。

それから、表立っていろいろ募集するというような話じゃございませんですよ。条件を整えましたというニュースはいっぱい出ております。そのほかに、例えば、気仙沼というのが今、鹿島でいうと佐賀を含めて一番——何と申しますか、カウンターパートと申しますか、一番行ったり来たりしているまちでございますが、その中に、さらに個人的なつながりがあるという人がいっぱいいるんですよ。そういう人を通して、いろんな準備ができてい

う情報も既に流れております。

やっぱり一番難しいのは——難しいのはといたしますか、なかなか実現しないのは、さっきから課長もしばしば話をしておりましたけれども、故郷を離れられないというこの気持ちはわからざるを得ない。そこを無理して、うちのほうがよかですよというのはちょっと違いますのでね、難しいなと思いつつも。ただ、1つだけ1年前とといたしますか、震災直後と最近の気分が変わってきたなと思える点を1つだけお話しさせてもらって最後にしたいと思えますけれども、当時はみんな現地の方は命からがら助かれて、大変だなとみんな思っていたんですよね。今もそれは変わらないと思います。

ただ、中で、将来の展望がはっきりした方と、全くもうはっきりしておられない方が少しずつ、何といたしますかね、分解したと言うと悪いですけど、格差がついてきたということなんで、そういう方々についての何か新たな発想といたしますか、新たな手を差し伸べるという手法が、こういう離れた土地からあるかどうか、そこが前年といたしますか、去年の、大変だ、かわいそうだ、何とかせんばいかんという話とは少し変わってきたなという気がいたしております、その辺のことが——これは今から始まりだと思えますから、長い期間何ができるか、少しずつ変わってきたことに対応できるような対応も我々はしていかないといけない、そういうふうに思っております。

**○議長（中西裕司君）**

ほかに質疑ありませんか。8番議員松本末治君。

**○8番（松本末治君）**

8番松本です。きのうきょう雨が降っておりますので、思い起こしまして質問をいたします。

農林水産業で61ページ、農業費、説明の欄で中山間地域総合整備事業（県工事負担金）3,897千円、その下の下、経営体育成基盤整備事業（県工事負担金）増額5,775千円、この経営体育成基盤整備事業というのは、目の前ですから、着々と進んでおります。本当にありがたいことだと思えますし、この長雨でも、タマネギ等が畑に栽培されておりますけれども、大分排水がよくなったんじゃないかなという思いで、ありがたく思っております。説明資料等よくよく見ればわかることだとは思いますが、ここら辺の説明をいただきたいと思えます。説明資料の36ページには、さっき申し上げた県営事業負担金一覧表というのがありますし、また、その次のページには、中山間地域総合整備事業の翌年度繰越額が1,000千円と書いてありますから、この辺で大体わかりますけれど、この負担金増額の内容についての説明をお願いします。

**○議長（中西裕司君）**

森田農林水産課長。

**○農林水産課長（森田利明君）**

お答えいたします。

まず、中山間地域総合整備事業の今回の増額の要因ですけれども、県のほうから事業費の追加補正という形で参りまして、23年度の事業費の合計が115,000千円ということになりまして、それに伴いまして工事の負担金が増額になっております。

次に、経営体育成基盤整備事業、七浦干拓の整備を行っておりますけれども、これにつきましても、当初66,000千円の事業費が33,000千円の追加工事費になりまして、合計で99,000千円の工事費、総事業費ということになりまして、地元負担並びに市負担金の増となった次第でございます。

以上です。

○議長（中西裕司君）

8番議員松本末治君。

○8番（松本末治君）

今の説明よくわかりましたけれど、それは聞かじもわかっとですよ。事業のふえとつけんが負担金のふゆっというとは当たり前のことですから。内容がどういうふうな形であったのかということでお尋ねをいたします。

○議長（中西裕司君）

答弁を求めます。

暫時休憩をいたします。

午後3時13分 休憩

午後3時16分 再開

○議長（中西裕司君）

再開いたします。

それでは、ここで10分程度休憩をいたします。3時30分から再開いたします。

午後3時17分 休憩

午後3時30分 再開

○議長（中西裕司君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

松本議員の質問に対する執行部の答弁を求めます。森田農林水産課長。

○農林水産課長（森田利明君）

どうも申しわけございませんでした。

松本議員の中山間地域総合整備事業及び経営体育成基盤整備事業の、今回、補正の事業内容はどのようなものかという御質問にお答えをいたします。

まず、中山間地域総合整備事業でございますけれども、今まで中山間整備事業で圃場整備を行ってまいりましたけれども、主には竜宿浦、大宮田尾、壺本松の圃場整備地区の農道の

舗装を行っております。

続きまして、経営体育成基盤整備事業につきましては、当初排水路の整備を1,530メートル予定いたしておりましたが、今回増額補正をいたしまして、1,170メートルの延長を行いまして、合計で2,700メートルの排水路の整備を行うものでございます。

以上です。

**○議長（中西裕司君）**

8番議員松本末治君。

**○8番（松本末治君）**

本当にありがとうございました。

私が雨で思い起こした点がちょうど抜けておりました。1つお尋ねをいたします。

というのは、期日ははっきりしませんけれど、いろいろ災害があつて、またゲリラ豪雨等で紀伊半島が新たに土砂崩れによってため池ができたとか、いろんなことがあつておりました。そのころですかね、もうちょっと早かったのかな、ちょうど母ヶ浦川の問題ではいろいろとまちなみ建設課には御迷惑かけて、今回何とか対応ができつつあるようになっておりますので感謝を申し上げたいと思いますけれど、そのころ100ミリぐらい雨が降ったときだと思います。おかげで御立場の圃場整備、また新たに飯田地区の本浦地区ですか、圃場整備がなされ完成をした、すばらしい圃場整備ができたというふうなことでありましたが、その大雨というか、100ミリぐらいの雨が降ったときに、現地に行きましたら、四輪駆動じゃないと通れないような、きれいな道が水で壊されてしまっていたということですよね。その対応も多分半年ぐらいなるんじゃないかなと思いますけれど、きのう、きょうの雨で、ああ、どがんなったのかなという思いがあつて、ちょうどこの補正で見えておりましたら、多分載つとらんとかなというふうな思いでお尋ねをしたわけです。そういうことで、そのときの田植えされたばかりの苗は稲がとれたと思いますけれど、また、その後の圃場については整備がなされたというような話を聞いておりますけれど、道ですね、園内道、あそこはかなり厳しい環境だと思います。構造が変わったというようなことで、本当に水は恐ろしいものだと思いますから、その対応がどういうふうになっているのか、この補正では入っていないということだと思いますので、後の対応がどういうふうかということをお尋ねいたします。

**○議長（中西裕司君）**

森田農林水産課長。

**○農林水産課長（森田利明君）**

お答えいたします。

本浦地区につきましては、私も現地にちょっと行ってきましたけれども、確かに議員言われますとおり、圃場整備の完成後の農道が雨に洗われて大分傷んでおります。このことにつきましては今度の3月補正には計上いたしておりませんで、24年度の新年度予算のほうで一

応計上をいたすつもりです。工事につきましては、ことしの梅雨前までには終わるように実施をしていきたいと思っております。

以上です。

**○議長（中西裕司君）**

8番議員松本末治君。

**○8番（松本末治君）**

ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思ひますけれど、一つやっぱり注意していただきたい、考慮していただきたいというのは、この前の水が寄ってきたというふうなことで、もともとは工事をする前は水が二手に分かれていたのが片一方に寄ってきている、あの圃場整備のほうに寄ってきているということですから、その点を考慮していただかないと、せっかく整備をしていただいたにもかかわらず、また大雨で壊れたばいというか、そういうふうなことがないように対応を、地元の人も多分そういうふうな声があったと思ひますので、地元の声ば聞かんけんそがんなったたと言われんようなことをしていただくことを望んで、これについては終わりたいと思ひます。

次の63ページ、64ページまで水産業費ですけれど、補正額1,478千円、また最終的に1,400千円の減額補正ということになっております。ことしのノリについて、思い起こしますと、3月の補正ではやはりかなりのですね、ことしのノリにつきましては秋芽ノリが悪くて、そして早く網上げをされ、そして冷凍の網にかえられるということになりました。冷凍の網張り込みの前にプランクトンの異常発生があった。というのは、諫早湾の汚水が一気に排水されたというようなことを聞きました。それで、大浦から七浦、浜、鹿島というところがプランクトンの異常発生であった。冷凍網張り込んで、どうしても栄養塩が不足している。施肥もできない。施肥をすれば逆にプランクトンがふえるんだというようなですね。また、プランクトンの種類にもよるかもしれませんけれど、そういうふうなことがあっておりました。

今回は、補正、多分あっていないわけですが、その辺の対応についてどういうふうにお考えか、お尋ねをいたします。

**○議長（中西裕司君）**

森田農林水産課長。

**○農林水産課長（森田利明君）**

お答えいたします。

確かに議員言われるとおり、ノリの漁業者につきましては、プランクトンの発生で色落ち等で大変苦慮されておるところでございます。一応漁業者としましては、今、栄養塩不足ということで施肥の事業を実施されております。それにつきましては、現在まだ施肥をされている状況でございます。そういうことでありまして、施肥とかをされた実績に対して、また何らかの手だて等を今後検討していきたいということで考えております。

○議長（中西裕司君）

8番議員松本末治君。

○8番（松本末治君）

実際ここに関係者が2人おられますから、本人たちは言いづらいことだろうと思ひまして、私が代弁をいたしたということじゃなかですけれど、お尋ねをしたようなことです。課長、本当にそういう思いでおってもらえるということはありがたいことだと思いますし、もう1つは、これは市だけの問題ではないと思います。本当は県についてもなかなかですね、裁判では開放というような決着がついたにもかかわらず、なかなか前へ進まない。先日も市長も実際福富のほうに出向いていただいて、いろんな対応をしていただいたことについては感謝を申し上げたいと思いますけれど、やはり水の流れというのは、これは今度は川の流れというようなことで、一番大きいのは塩田川ということになると思います。塩田川がかなり潟土が堆積している。しゅんせつをしてもらうことによってかなり鹿島、浜、七浦の流れというのは変わってくるということだというような話も聞いておりますから、できればそういうふうなことも県の事業としても塩田川のしゅんせつ、潟泥を揚げてもらうということが本当に海況に対する影響、大きな効果があるんじゃないかと思うので、市長、その辺ぜひ県と協議いただいて対応してもらうことをお願いしたいと思いますが。

○議長（中西裕司君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

1つはノリの入札の状況ですね、これはもう御説明するまでもないと思いますが、秋芽ノリも悪かった。期待をして始まった冷凍ノリもよくない。おおむねもう半分ぐらいしか収穫はないだろうというふうに言っているんじゃないかと思ひます。ただ、まだ漁期は続いておりまして、漁業者の皆さん、一生懸命不作の挽回ということで、1月の終わりから、さっき課長がお話をしましたように施肥を実施されております。この効果がまず上がるようにということを祈るわけでございます。この不振の巻き返しを我々は重大な関心を持って見守らないといけないということなんです。

もう1つは、この前、筒井副大臣がお見えになって、私も出席をして、この近隣の首長の代表として直接お話をしたわけなんです、そのときに、もちろん開門は判決で決まっていますから、当然やってもらわんといかんとですけれども、その状況で変わっていることが2つお話を副大臣にしておきました。1つは、昔は有明海の海流は基本的には時計と反対回りだからということで、鹿島と太良に影響がどうもたまりやすい状況にあるよということをお願いしたんですが、実感ベースで言うと、どうもそればかりでもなくて、みお筋が変わったんじゃないかというお話を聞いております。だから、みお筋変わったんで、もう一回その辺

も見た上で、例えば、開門するときも南と北のあけ方とか、前回あけたからいいじゃないかと、その方法を踏襲すると、期間が延びるだけだという話じゃなくてというふうな理解の仕方がもう1つですね。

それと、いろんな影響から実は濁泥の堆積の状況が変わっているんじゃないか。さっきお話あったように、塩田川の河口のほうにどうも東西に堆積があるんじゃないかというような話もありますので、ぜひそれはしゅんせつをもうちょっと力を入れてやってもらうようにという話を農林水産省にも県にもお願いしたいということを言っておきました。これはまた開門の問題とは別なんですけれども、切り離して特別の事業をやってもらうようにということで、例えば、大きな能力のあるスクリューを持った船を買ってきてあの辺を走らせて回るとか、いろんなやり方はありますから、その辺の工夫をしながら対応していく必要があるんじゃないかと思っております。

○議長（中西裕司君）

8番議員松本末治君。

○8番（松本末治君）

ありがとうございます。ぜひそういう形で動いていただくことをお願いしたいと思います。本当にいろいろ施肥の実態をお伺いしても、要らん金というか、使わじよか金がやっぱり1養殖漁家当たり二、三十万円から400千円ぐらい別に肥料代として入っているんだというふうなことも聞いておりますので、その点御理解いただき、本当に今から先の貴重な有明海、本当にふるさとの宝として先々まで残せるような対応をお願いして、終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（中西裕司君）

ほかに質疑はありませんか。12番議員水頭喜弘君。

○12番（水頭喜弘君）

先ほどからこの浄化槽のことにに関して2人の方がいろいろ質問されていますので、その中で見直しという言葉が出てきましたので、ここで質問をさせていただきます。

今回、この見直しについてはいろいろと議論され、今まで僕が議論した中では、大体23年から24年ぐらいの間に議会に素案として示したいという答弁をもらっているんじゃないかと思うんですけど、大体この素案が今でき上がりつつあるのか、議会に発表される時期はいつごろなのか、大体進捗はどれくらいなのか、その点をまず1点お伺いします。

○議長（中西裕司君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

水頭議員の質問にお答えをいたします。

下水道見直しの件でございますけれども、これは議会でも言っていますとおりに、まず、

23年度につきましては庁内のほうである程度の区域を決めていくと。24年度がその見直しのための業務委託を発注する。25年度につきましては都市計画の決定まで持っていきたいということによっております。議会のほうへお示しできるのは、24年度のやはり素案の策定がある程度進んだ段階では議会あたりでも報告ができるのかと思っております。

ただ、今後の方針、考え方として、徳村議員のほうからも質問ありましたけれども、今私どものほうで考えているのは、平成22年度現在で面整備が約240ヘクタールほど完了をいたしております。これを単純に直しますと、年間で10ヘクタールから11ヘクタール程度ということによっております。今現在、下水道計画の見直しをいたしておりますけれども、基本的には20年後の世界を基準に置くということになりますので、例えば年10ヘクタール程度であれば、あと200ヘクタール程度、今の処理区域に加えるということになりますと、240ヘクタールプラス200ヘクタール程度ということになれば、自然的に計画区域としては450ヘクタール前後になるんじゃないかということですね。ちょっとその点、数字的なものを今思っているところでございます。

以上です。

**○議長（中西裕司君）**

12番議員水頭喜弘君。

**○12番（水頭喜弘君）**

ちょっと今の説明がわかりにくかったですね。

まず1点、今の答弁では大体24年度までに素案としてはできるんじゃないかということですが、いろいろ話し合いはもうされているんじゃないかと思うわけですよ。どこのあたりまでできているのか。

ただ、今の答弁では、今240ヘクタールと言われたですね。鹿島市の計画では668ヘクタールの計画区域の中で365ヘクタールが認可区域になっているんですよ。その中で、何でもこれを聞くのかというたら、浄化槽を設置したいと言うても、認可区域の場合には浄化槽を設置しても補助が出ないというものがあるわけですよ。そのかみ合いがあって、どうしても、年間に60基の300基は当然この計画としてあったとしても、要するにこの方たちは認可区域内にはできないわけでしょうね。だから、そういうもので、要するにその中で、今住んでいる365ヘクタールの認可区域の中で、今おっしゃっておられるのは240ヘクタールが大体供用開始ができたということで受けとめてよかですか。そしたら、今の109ヘクタールは、いよいよこれが認可では27年度までになっているですよ。その22年から納富分区が始まって、27年度まで認可区域で終わって、これはどれくらいぐらい加入されるかわからんですよ。これは当然100%いきません。今の流れからきたら、高津原地区にしても100%できていないのが現状です。だから、この議論は次の公共下水道のほうですべきか迷いましたが、見直しのこの話が出ましたので、今回、ちょっと関連していたので御容赦願

ます。そういうことで、もう少し説明をしてくれませんか。

○議長（中西裕司君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

水頭議員の質問にお答えをいたします。

ちょっともう一回、私の説明が不足いたしておりましたので。

今現在、これは平成22年度末でございますけれども、365ヘクタールの認可をとっております。このうちおおむね使用できている区域が240ヘクタール程度でございます。今までの実績から申し上げますと、年平均10ヘクタール程度は面整備が完了しているということになりますので、例えば今計画を見直すとしたら、20年後の世代を見るものですから、当然20年後だったら10掛ける20で200ヘクタール程度の完了ができるだろうということになります。とすれば、今現在完了いたしております240ヘクタールプラス200ヘクタール程度、これがやはり全体としての見直し後の下水道区域ではないかということでは思っているところでございます。

以上です。

○議長（中西裕司君）

12番議員水頭喜弘君。

○12番（水頭喜弘君）

20年先を見て、今その計画をいろいろ協議の中でもというのですか、話をされてどうしていいのか、その素案づくりに今着手されているんじゃないかと思います。

それで、この素案ができ上がらないと、私たちもちょっと聞くというてもどのように聞いていいのかですね。今のあれでは240ヘクタールプラスの200ヘクタールで四百四、五十ヘクタールぐらいという話をされておりますけれども、どのようになっていくのかですね。実際認可をされているのは365ヘクタールで、認可区域内でですね、その中で、じゃ、それ以外の668ヘクタールの中の外の部分は、要するに、当然浄化槽の設置はできるですよ。これは認可区域以外の、当然のことですよ。でも、その中でも、今の現状では、どうしても今から5年、合計したら300基、ずっと設置できたら300基ができるごとなるですよ。

あと、今さっきからもいろいろ議論が出ている中で、僕はもうしょっちゅうこの議論はしてきました。そして、公平性についてもいろいろと議会の中でもやってきました。そういう中で、市町村設置型はどうですかということも提案しています。今までずっと議論をしてきた中で、この議論をいろいろと頭に入れていただいた中で話をしてもらいたいと思っておりますが、その点いかがでしょうか。

○議長（中西裕司君）

福岡環境下水道課長。

**○環境下水道課長（福岡俊剛君）**

水頭議員の質問にお答えを申し上げます。

水頭議員のほうからは、浄化槽設置については市町村で整備しようということによく御提案をしてもらっております。それにつきましては、私どものほうは、今回、下水道計画を見直す中で、公共下水道区域以外をどうするのかということを考えております。当然その中には市町村設置型ということも一つ考慮に入れながら、今検討をしているという状況でございます。

**○議長（中西裕司君）**

12番議員水頭喜弘君。

**○12番（水頭喜弘君）**

今の全国の例を見まして、公共下水道で取り組んできた中で、どうしても浄化槽、市町村、個人、また市町村設置型したとしても、この公共下水道と比較した場合には、断然経費の面からすればかなりの差が出てきているということは、今まで僕も質問したし、検証もされているんじゃないかと思えます。その点を十分に配慮していただいて、素案づくり、また25年度に向けて議論をしていただきたいと思うわけですよ。自治体の名前は言いませんけど、ある自治体で公共下水道をしたと。ところが、つなぐ人がいないと。御存じと思うんですけどね、そういう現状も起きているわけですよ。かなりの厳しい投資をして、その中でももうどうしたらいいかわからないという現状があります。だから、この点は今までの議事録が残っていますので、それを十分にそこも意を介していただいて進めていただきたいと思えます。そういうことでよろしゅうございましょうか。そういうことでお願いします。

それから、もう1点ですけども、今、認可区域の中で公共下水道はなかなか来ないということで、そして浄化槽を設置してよかでしょうか、それはできないですよということ言っています。そういう中で、例えば1ついい面も、浄化槽を設置して、公共下水道につないで、以前は浄化槽を設置した人が、どうしても公共下水道に変えた場合には、そこを埋めにゃいけんというあれが以前は答弁にあったですね。要するにつなぎますので。でも、今はちょっと方向性が変わって、そこを清掃した場合には、何か利用ができるような方向性で、そのためますですか、そういう許可もあっているんですか。

**○議長（中西裕司君）**

平石建設環境部長。

**○建設環境部長（平石和弘君）**

現在国の動きといたしましては、公共下水道、集合処理の方式から個別処理ですね、浄化槽のほうに動きがなっておるようでございます。県内の各市町におかれましても今見直し等があるところがございます。集合処理の方式を完全にやめて、全部個別の合併浄化槽の整備をやるんだというふうなところもございます。したがいまして、先ほどございました

認可区域内で供用開始がされたと。その場合は、合併浄化槽の場合は早くそこにつないでいただくというのが今の法律になっていますけれども、国の動きといたしましては、現政府ではそれを議員立法ですか、そういったことで、合併浄化槽の基準も物すごく高度処理ができるようになっておるということで、わざわざもうそれはつぶさないで、そのままがいいんだと、そういうふうなことでどうだろうかというふうな、今検討をですね、動きがあるということとは情報としては私たちも知っておるところでございます。

以上です。

○議長（中西裕司君）

12番議員水頭喜弘君。

○12番（水頭喜弘君）

今部長が言われた、昔は合併浄化槽と言っていましたが、今は浄化槽と言っているんですけど、かなりの処理能力があるんですね。もうこれは公共下水道に比べてもひけをとらないような、そして、しかも耐用年数も物すごく今はあります。だから、それを何でつぶしてそこに接続しなけりゃいけないという議論は今までずっとあったんですよ。二重投資になるわけですね。合併浄化槽で投資を3分の1か幾らにする。またここでも、要するに、ためますまでしても結局そこまではまた払わなきゃいけないわけでしょう、面積に応じてですね。今、440円掛けるの幾らですかね。だから、それですので、何でこんなに不都合なことをするんだということ、やっぱり国の方向性としても、今部長が言われたとおり、そういうふうな考えも出てきているということによかですね。そういうことで、これが願ったら、このようになったら、かなりもう、わあっと喜ぶべきものと思いますけれども、今のところ方向性とか、そういう議論もされているということに理解してよかわけですね。はい、わかりました。

そういうことで、そういうことも頭に入れながら、ぜひ今後素案づくりにして、一日も早くこれが発表できるようにお願いして、終わりたいと思います。でないと、先に議論ができませんので、そういうことでよろしく願いまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中西裕司君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

討論を終わります。

採決します。議案第17号 平成23年度鹿島市一般会計補正予算（第6号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中西裕司君）

起立全員であります。よって、議案第17号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第13 議案第18号

○議長（中西裕司君）

次に、日程第13. 議案第18号 平成23年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

議案第18号 平成23年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正（第3号）について説明を申し上げます。

議案書は34ページでございます。

今回の補正は、経常経費、建設事業費の確定に伴いまして、充当財源の増減調整及び繰越明許費についてお願いをいたすものでございます。

内容につきましては、別冊の補正予算書1ページをお願いいたします。

平成23年度鹿島市の公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

第1条第1項 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ18,385千円を減額し、それぞれ918,896千円といたすものでございます。

第2項 歳入歳出予算の補正は2ページから3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越してお願いする経費は、4ページの「第2表 繰越明許費」のとおりでございます。

第3条 地方債の補正は、5ページの「第3表 地方債補正」のとおりでございます。

議案説明資料の40ページをお願いいたします。

今回の繰り越しにつきまして御説明を申し上げます。

今回の繰り越しは3件でございます。上段から小舟津汚水準幹線・枝線管渠築造工事及び2番目の井手分汚水準幹線・枝線及び納富分汚水準幹線管渠築造工事は、国の交付金追加配分対象事業に伴い、12月補正で組み替え、1月に発注したものであります。3項目めの鹿島市下水道施設情報管理システム構築業務は、公共下水道施設の長寿命化を図るため、施設台帳の作成業務であり、システム選定に不測の日数を要したものであります。3件につきまし

ては、地方自治法の規定により、平成24年度に繰り越して使用することをお願いするものでございます。繰越額は、40ページの下のほうでございますけれども、3件合計の21,656千円を予定いたしております。

それでは、歳入について御説明を申し上げます。

予算書の8ページをお願いいたします。

1款1項1目．下水道費負担金は1,170千円を増額いたしております。

次の9ページをお願いいたします。

2款1項1目．公共下水道使用料は2,955千円を増額いたしております。

次に、10ページをお願いいたします。

4款1項1目．一般会計繰入金は8,110千円の減額でございます。これは歳出事業の確定に伴う減額でございます。

11ページをお願いいたします。

公共下水道事業債14,400千円の減額は、歳出事業の確定に伴うものでございます。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

12ページをお願いいたします。

1款1項1目．総務管理費2,506千円の増額は、主には27節の公課費、平成23年度消費税及び地方消費税中間納付による増額でございます。

2目．維持管理費及び3目．浄化センター費の増減は、決算見込みによるものでございます。

13ページをお願いいたします。

1款2項1目．建設事業費16,685千円の減額は、事業費確定に伴う組み替え及び減額でございます。

14ページをお願いいたします。

2款1項1目．元金は財源の組み替え、2目．利子1,453千円の減額は、平成22年度借入起債利子の確定に伴う減額でございます。

15ページ以降につきましては、給与費明細書その他手当等に関する書類を添付いたしておりますので、御参照ください。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願い申し上げます。

**○議長（中西裕司君）**

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中西裕司君）**

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

討論を終わります。

採決します。議案第18号 平成23年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正（第3号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中西裕司君）

起立全員であります。よって、議案第18号は提案のとおり可決されました。

日程第14 議案第19号

○議長（中西裕司君）

次に、日程第14. 議案第19号 平成23年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

それでは、議案第19号 平成23年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

議案書は35ページでございます。

今回の補正は、過年度分等の国庫補助金、県補助金等の確定及び現年度分の概算払い等の確定に伴うもの、また、決算に伴うものでございます。

予算書により御説明をいたしますので、予算書の御準備をお願いいたします。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ95,760千円を減額し、補正後の予算の額を4,058,830千円といたすものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、2ページから5ページの「第1表 歳入歳出予算補正」に計上いたしております。ごらんいただければと思います。

6ページをお開きください。

6ページと7ページは事項別の明細書でございます。説明は省略させていただきます。

8ページをごらんください。

ここからは歳入でございます。

3款1項1目の療養給付費等負担金でございますけれども、9,084千円の減額でございます。これは、療養給付費等負担金の決算見込みによる18,197千円の減額と後期高齢者支援金及び介護納付金等の決算見込み等による9,113千円の増額、合わせまして9,084千円の減額をいたすものでございます。

2 目の高額医療費共同事業負担金につきましては、決算見込みによる119千円の減額でございます。

3 目の特定健診等負担金は、決算見込みによる減額でございます。

次に、9 ページをお開きください。

3 款 2 項 1 目、財政調整交付金でございますが、これは、決算見込みによる療養給付費等交付金64,976千円及び後期高齢者支援分10,158千円の減額でございます。また、特別調整交付金につきましては10,749千円の増額をいたしているものでございます。合わせまして64,385千円の減額といたしております。

2 目、事務費補助金でございますが、高齢者医療制度円滑導入補助金が464千円の増額でございます。これは、高齢者受給証の印刷代等でございます。

3 目、介護従事者処遇改善臨時特例交付金でございますが、交付金の廃止に伴いまして1,524千円の減額でございます。

10ページをごらんください。

6 款 1 項 1 目の高額医療費共同事業負担金でございますが、決算見込みによる119千円の減額をいたしているところでございます。

2 目の特定健診等負担金でございますが、事業の確定見込みによる2,425千円の減額でございます。

11ページをお開きください。

同じく 6 款 2 項、県補助金、1 目の財政調整交付金でございますが、第 1 種の調整交付金は669千円の増額でございますが、2 種調整交付金につきましては、本年度共同安定化事業の調整分がなかったため、38,760千円の減額といたしております。

12ページをごらんください。

7 款 1 項 1 目の高額医療費共同事業交付金でございますが、事業費の確定見込みに伴い、55,372千円の増額をいたしているところでございます。

また、2 目の保険財政共同安定化事業交付金でございますが、事業費の確定見込みによりまして、17,634千円の減額といたしております。

次に、13ページをお開きください。

9 款 2 項 1 目の一般会計繰入金でございますが、事業費等の決算見込みによりまして、乳幼児医療費助成関連繰入金と合わせまして、15,700千円の減額をいたしております。

14ページをごらんください。

11 款 3 項 1 目の特定健診等受託料でございますが、確定見込みによる10千円の減額でございます。

15ページをお開きください。

11 款 4 項 6 目の雑入でございますが、メタボ予防教室の参加負担金の確定によりまして、

80千円の減額をいたすものでございます。

16ページをごらんください。

ここからは歳出でございます。

1款1項1目の一般管理費でございます。これは7,454千円の増額でございます。補正の内容は、右の説明欄のとおり、職員の給料、職員手当等、共済費等の確定見込み等によるものでございます。

17ページをお開きください。

2款1項1目の一般被保険者療養給付費でございますが、一般の療養給付費の確定見込みに伴いまして、40,060千円の減額をいたしております。

2目．退職被保険者等療養給付費でございますが、同じく退職分の確定見込みによりまして、17,390千円の増額をいたしているものでございます。

3目．一般被保険者療養費でございますが、これも確定見込みにより1,053千円を増額いたしております。

18ページをごらんください。

2款2項1目．一般被保険者高額療養費でございますが、高額療養費の国庫支出金等の決算見込みに伴う財源の組み替えを行っております。

2目の退職被保険者等高額療養費でございますが、同じく決算見込みにより3,547千円を増額いたしております。

19ページをお開きください。

3款1項1目の後期高齢者支援金でございますが、決算見込みに伴う財源の組み替えを行っております。

20ページをごらんください。

6款1項1目の介護納付金でございますが、同じく決算見込みに伴う財源の組み替えでございます。

21ページをお開きください。

7款1項1目の高額医療費拠出金でございますが、決算見込みによりまして、1,127千円の減額をいたしております。

2目の保険財政共同事業安定化事業拠出金につきましても、決算見込みにより69,860千円を減額いたしております。

22ページをごらんください。

8款1項1目．特定健診等事業費でございますが、決算見込みにより11,081千円を減額いたしております。詳細につきましては、右側の説明欄のとおり、主に特定健診の委託料の減額でございます。

23ページをお開きください。

同じく8款2項1目、保健衛生費でございますが、国庫支出金の決算見込みに伴いまして、財源の組み替えをいたしております。

2目、療養費でございますが、はり・きゅう施術助成の決算見込みによりまして、613千円を減額いたしております。

3目の保健推進費でございます。右の説明欄のとおり、メタボ予防事業の委託料の決算見込みによりまして、398千円の減額をいたしております。

24ページをごらんください。

12款1項1目、予備費でございますが、今回の補正の全体的な調整をとるために2,065千円を減額いたしております。

25ページから32ページまでは、ここに上げられております給与費等が動いておりますので、その明細でございます。後ほどごらんいただければと思います。

以上、今回の補正は、国庫支出金と各種事業の決算見込み等に伴う補正でございます。御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（中西裕司君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

討論を終わります。

採決します。議案第19号 平成23年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中西裕司君）

起立全員であります。よって、議案第19号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第15 議案第20号

○議長（中西裕司君）

次に、日程第15、議案第20号 平成23年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

それでは、議案第20号 平成23年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に

ついでに御説明を申し上げます。

議案書につきましては、36ページのほうに書いていますとおりでございます。

お手元に配付の補正予算書により御説明を申し上げますので、補正予算書の御用意をよろしくお願いいたします。

今回の補正につきましても、先ほどの国民健康保険特別会計と同じように、国県補助金等の確定、また、拠出金の確定等に伴いますので補正でございます。

それでは、御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、予算の総額から5,645千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ341,045千円といたすものでございます。

今回の補正は、すべて23年度の決算見込み等に伴うものでございます。

歳入歳出補正の款項の区分及び金額につきましては、2ページと3ページにございます「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

4ページをお開きください。

4ページと5ページは事項別の明細書でございますので、説明を省略させていただきます。

6ページでございます。6ページをごらんください。

6ページは歳入でございます。

1款1項1目、特別徴収保険料でございます。これは、平成23年度の決算見込みに伴いまして、15,975千円の減額をいたすものでございます。

2目、普通徴収保険料につきましては、同じく決算見込みによる15,109千円の増額でございます。これは、当初特別徴収で予算を見込んでおりましたところが、大体が普通徴収に変わったというもので、若干の見込み違いの補正でございます。

7ページをお開きください。

3款1項1目の事務費繰入金でございますが、決算見込みにより4,499千円の減額をいたしております。

2目の保険基盤安定繰入金でございますが、同じく決算見込みによりまして、388千円の減額をいたしております。

8ページをごらんください。

5款4項2目の雑入でございます。これは、後期高齢者医療制度円滑運営臨時特例補助金108千円の決算見込みによる増額でございます。

9ページをお開きください。

ここからは歳出でございます。

1款1項1目、一般管理費でございます。これは決算見込みによりまして、給与費、職員手当等、共済費が確定いたしましたので、1,372千円の減額でございます。

10ページをごらんください。

同じく1款2項1目の徴収費でございますが、決算見込みによる12千円を減額いたしております。

11ページをお開きください。

11ページは2款1項1目、後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、決算見込みによりまして4,261千円を減額いたしております。

12ページから15ページでございますけれども、これは先ほど確定いたしました給与費等の明細をここに上げているものでございます。説明は省略させていただきます。

以上で議案第20号の説明を終わります。どうぞよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

**○議長（中西裕司君）**

質疑に入ります。14番議員松尾征子君。

**○14番（松尾征子君）**

6ページ、収入のところですが、ちょっと私の勘違いかもわかりませんが、ただいまの御説明では見込み違いがあったというようなことと、特別と普通徴収の関連もおっしゃったと思いますかね、それはそれとして、保険料の収入状況というのですか、大体年金から普通は引かれますのでね、大体入っていると思いますが、22年、23年度で保険料の未納というのがどれくらい出ているのかというのはここに関連するわけですかね。御説明をお願いします。

**○議長（中西裕司君）**

栗林保険健康課長。

**○保険健康課長（栗林雅彦君）**

お答え申し上げます。

未納金ということは特別徴収ではほとんどあり得ないという、頭からおいただきいたしますので、あるとすれば普通徴収の分になるわけでございます。本年度も一生懸命お願いはいたしておりますが、若干の滞納金が、今まだ納まっていないという部分が出ているところでございます。

**○議長（中西裕司君）**

14番議員松尾征子君。

**○14番（松尾征子君）**

ただいま若干の納まっていない分がありますということですが、大体何%ぐらいでしょう。

**○議長（中西裕司君）**

栗林保険健康課長。

**○保険健康課長（栗林雅彦君）**

お答えいたします。

若干と申しましたのは、現年度分でいきますと、徴収率が99.46%でございますので、5.4%ということで、今のところ（発言する者あり）0.54%でございます。まことに申しわけございません。3月1日時点で925,700円が滞納されていると、滞納というか、まだ今から一生懸命取っていきたいと思っておるところでございます。

○議長（中西裕司君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

普通徴収税の状況で今御報告いただきましたが、厳しいのは100%納まる特別徴収の分ですよね。これはいや応なしに引かれるわけで、いろいろ問題があると思いますが、後の結論については、あしたから新年度予算になりますので、新年度予算の中でお尋ねをしていきたいと思えます。

以上で終わりたいと思えます。

○議長（中西裕司君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

討論を終わります。

採決します。議案第20号 平成23年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中西裕司君）

起立全員であります。よって、議案第20号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第16 議案第21号

○議長（中西裕司君）

次に、日程第16. 議案第21号 平成23年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

議案第21号 平成23年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

別冊の補正予算書をごらんください。

1 ページをお開きください。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,184千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,895,159千円とするものでございます。

内容につきましては、4 ページ以降の事項別明細書のとおりでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いします。

○議長（中西裕司君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

討論を終わります。

採決します。議案第21号 平成23年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中西裕司君）

起立全員であります。よって、議案第21号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第17 議案第22号

○議長（中西裕司君）

次に、日程第17. 議案第22号 平成23年度鹿島市水道事業会計補正予算（第2号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。松本水道課長。

○水道課長（松本理一郎君）

それでは、議案第22号 平成23年度鹿島市水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

議案書は38ページでございますが、別冊の平成23年度鹿島市水道事業会計補正予算（第2号）で御説明いたします。

今回の補正の主なものは、人事異動及び法定福利費改定等による人件費の増減、漏水修繕費の増額、ダム維持管理費の増額による他会計補助金及び維持管理負担金の増額、仮払消費税の増額に伴う消費税納付額の減額であります。

1 ページをごらんください。

第2条 鹿島市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額に、収入は1款. 事業収益、2項. 営業外収益に3千円を増額し、補正後の額を540,785千円といたすものでございます。

また支出は、1款. 事業費、1項. 営業費用を4,240千円減額し、2項. 営業外費用を73千円減額し、補正後の額を464,220千円といたすものでございます。

続きまして、2ページをごらんください。

第3条 鹿島市水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額に、1款. 資本的支出、1項. 建設改良費に239千円を増額し、補正後の額を348,125千円といたすものでございます。

なお、239千円を増額に伴って、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額267,321千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,926千円、当年度分損益勘定留保資金207,642千円及び減債積立金を230千円増額し、55,753千円で補てんをいたすものであります。

次に、（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第8条に定めた経費で、職員給与費を5,504千円減額し、補正後の額を60,950千円といたすものであります。

第5条 他会計補助金であります、ダム管理費負担金の精算に伴って、3千円増の7,356千円に改めるものであります。

次に、3ページからは附属書類でございます。

3ページから4ページの平成23年度鹿島市水道事業会計予算実施計画変更、それから、5ページの平成23年度鹿島市水道事業会計予算資金計画変更は、説明を省略いたします。

次に、6ページをごらんください。

職員給与費明細書でございますが、先ほど説明いたしました2ページの第4条、職員給与費の5,504千円の内訳を記載しております。

6ページの上段の表の比較欄でございますが、損益勘定支弁職員8名分の給料3,800千円の減、手当1,262千円の減、法定福利費681千円の減、計の5,743千円の減です。資本勘定支弁職員1名分でございますが、給料増減なし、手当203千円の増、法定福利費36千円の増、計の239千円の増、合計の5,504千円の減でございます。

次に、7ページは給料及び手当の増減額の明細でございますが、説明は省略させていただきます。

8ページ、9ページをごらんください。

鹿島市水道事業会計予定損益計算書で、補正後の当年度純利益を9ページの下より3行目に記載しておりますが、今回の補正により、4,315千円増の72,220千円を予定しているところであります。

次に、10ページ、11ページ、12ページは鹿島市水道事業会計予定貸借対照表でございますが、説明は省略させていただきます。

次に、13ページをごらんください。

水道事業会計補正予算（第2号）の明細書でございます。

収益的収入及び支出の収入でございますが、1款．事業収益、2項．営業外収益、1目．他会計補助金は3千円の増額で、ダム管理費負担金の精算に伴う増額であります。

14ページをごらんください。

支出でございますが、1款．事業費、1項．営業費用は、人件費の確定に伴う給料、手当等、法定福利費の増減で、4目．総係費の負担金は、中木庭ダム維持管理費の精算に伴う増額であります。

2項．営業外費用、3目．消費税は73千円の減額ですが、これは、収益的収支予算の支出の増に伴って、主に修繕費の仮払消費税が増額することから、消費税納付額を減額するものであります。

15ページをごらんください。

次に、資本的支出でございますが、1款．資本的支出、1項．建設改良費、1目．事務費は、人件費を239千円増額し、補正後の額を348,125千円といたすものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中西裕司君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

討論を終わります。

採決します。議案第22号 平成23年度鹿島市水道事業会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中西裕司君）

起立全員であります。よって、議案第22号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第18 議案第23号

○議長（中西裕司君）

次に、日程第18. 議案第23号 鹿島市東部地区デイサービスセンターの指定管理者の指定

についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。栗林保険健康課長。

**○保険健康課長（栗林雅彦君）**

それでは、議案第23号 鹿島市東部地区デイサービスセンターの指定管理者の指定について御説明申し上げます。

議案書は39ページでございます。

議案書の39ページでございますが、現在、鹿島市東部地区デイサービスセンターにつきましては指定管理者にて管理運営を行っておりますが、指定の期間が平成24年6月30日をもって満了となります。よって、引き続き鹿島市東部地区デイサービスセンターの指定管理者にて実施したく候補者を選定いたしましたので、議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の41ページをお開きください。議案説明資料のほうでございます。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、鹿島市東部地区デイサービスセンターでございます。

施設の目的は、高齢者ができる限り介護状態に陥ることなく健康で生き生きとした生活を送れるように支援し、もって福祉の増進に寄与することを目的といたしております。

管理の主な業務の範囲は3つございまして、東部地区デイサービスセンターの運営に関すること、施設及び設備の維持管理に関すること、その他、管理運営に関して市長が必要と認める業務でございます。

今回、管理者の選定方法といたしましては、公募により実施をいたしました。公募の結果、1団体より申請がございました。この団体は、平成19年7月1日から現在まで指定管理者として管理運営を行っていただいております。その間、適切な運営、施設の維持管理等に努力をいただいているところでございます。

次に、指定管理者の候補となる団体の住所及び名称でございますが、鹿島市大字飯田丙1283番地、ボランティアグループ干潟が丘でございます。

次に、指定の期間につきましては、平成24年7月1日から平成29年3月31日までの4年9カ月でございます。

過去の指定管理の状況でございますが、ボランティアグループ干潟が丘が平成19年7月1日から平成24年6月30日まで5年間の間を指定の期間として、現在も引き続き管理運営を行っていただいております。

以上で御説明を終わります。御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（中西裕司君）**

質疑に入ります。14番議員松尾征子君。

**○14番（松尾征子君）**

1点だけお尋ねをしたいと思います。私は、もともと指定管理制度は認めないという

ことでこれまでも来ていますが、お尋ねをしたいというのは、大体こういう施設のようなほど行政が直接管理運営をしていくのが本当だということを思っていますが、その中で1つお尋ねをしたいのは、今までも過去なさってきておりますが、ここも含めてですが、今こういう形の施設が指定管理者としてやっていって経営的に安定した経営ができていますのかどうか、その辺についてお尋ねをしたいと思います。

**○議長（中西裕司君）**

栗林保険健康課長。

**○保険健康課長（栗林雅彦君）**

お答えいたします。

この部分につきましては鹿島市のいわゆる指定管理に関する取り決め事で、まだ確実にここが指定管理かどうかという部分でお話し合いをいたしまして、今は指定管理に合うか合わないかを先に協議してから話を進めるというふうになっているようでございますけれども、それ以前に、これがどうしても指定管理の告示をして、いわゆる指定管理者の選定をしなければならなかったものですから、こういった結果になっているわけでございます。

経営的には、名称等にありますとおり、ボランティアグループ干潟が丘ということで、ボランティアを中心としたグループで管理運営をしていただいております。ということで、ボランティアの方も何人か来ていただいて運営をしていただいているということでございます。また、実際は、基本的には生きがいデイサービスという事業をうちのほうから介護の予防事業のほうで委託をして行っているわけでございますが、この分につきましてもかなりの人数の方がここに来ていただいてやっていただいているといったような状態でございます。もちろん、ここはボランティアグループが運営いたしておりますので、安定的運営と申せば、確かに安定をして運営していただいておりますが、実際にここを職場というふうにお考えになられれば、ここは職場ではございませんで、皆様がお寄りになっているような高齢者の方のお世話をさせていただくボランティアの場というふうをお願いをしているところでございます。

以上でございます。

**○議長（中西裕司君）**

14番議員松尾征子君。

**○14番（松尾征子君）**

私がお尋ねをしましたのは、ここだけではありませんがね、いろんなところでデイサービスに行かれています人があるわけですが、最近行く人が減ったねというようなね、行く人たちの間での会話を聞くわけですね。何かというと、負担金はわずかみたいだけど、やっぱり今の年金の少ない中から、さっきもありました後期高齢者とか介護保険だとかいろんなのが引かれてきて、やっぱり収入が少なくなって、1週間に1回行くにしても、そのお金を出すの

はやっぱり厳しいというようなね、そういう声があるんですよ、事実。だから、そういう状況がありますから、いつかこの施設には見に行ったことありますが、あふれんばかりの多くの人がいらっしゃいましたが、最近は行っておりませんのでね、どういう状況かわかりませんが、確かにボランティアということになりますと、本当に皆さんよう頑張っていると思うんですが、非常に厳しいところは、こちらはわかりませんがね、そういうところはありますよね。だから、ちょっとお尋ねをしたんですがね。

だから、やっぱりせつかくこういう形でありますので、安心して運営できるような体制をね、ここが不安定だというわけじゃありませんよ。すべてのこういう、特に高齢者施設については、そういう対応ができるような体制をやっぱり今後考えていかんといかんのじゃないかなという思いはしますが、今の国の動きを見ますと、そういうところが逆な方向に進むというような流れがあるので、これも新たな年度予算の中でももう少し十分に論議したらどうかと思います。

以上で終わります。

○議長（中西裕司君）

答弁は必要ですか。要らない。（「あったらお願いします」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

討論を終わります。

採決します。議案第23号 鹿島市東部地区デイサービスセンターの指定管理者の指定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中西裕司君）

起立多数であります。よって、議案第23号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第19 議案第24号

○議長（中西裕司君）

次に、日程第19. 議案第24号 字の区域の変更についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。打上企画課長。

○企画課長（打上俊雄君）

それでは、議案第24号について御説明をいたします。

議案書は40ページ、また、別冊議案説明書は42ページからでございます。よろしくお願ひします。

それでは、議案第24号 字の区域の変更について。

県営中山間地域総合整備事業龍宿浦・嘉瀬ノ浦地区の換地処分の公告があった日の翌日から、字の区域を下記のとおり変更したいので、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

40ページの後半から41ページにかけましては、字の名称、編入する明細を一覧表にしておりますので、参考までにごらんください。

それでは、別冊の議案説明資料の42ページをお開きください。

42ページは中山間地域総合整備事業でございますが、本市におきましては平成19年から24年まで6カ年で、事業費総額1,040,000千円で取り組んでおります。

全体受益面積は85.5ヘクタール。

本件の龍宿浦・嘉瀬ノ浦地区の圃場整備事業は、面積が12.5ヘクタール、圃場整備により175筆より32筆へ集約をしたものでございます。

平成21年7月に事業着工を行い、本日の議決を受け、来年3月にはすべての事務手続が終了する予定でございます。

関係法令として地方自治法の260条を抜粋しておりますので、御参考までにごらんください。

なお、字の区域の変更につきましては、地方分権推進一括法により、本年4月1日から市町村に全面的に法定移譲される予定でございます。

43ページをごらんください。

龍宿浦・嘉瀬ノ浦地区の圃場整備の位置図でございます。御確認をお願いいたします。

44ページをごらんください。

今回の字の変更の字界の変更図でございます。色づけしている部分が字の変更により編入等をいたす部分でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

#### ○議長（中西裕司君）

質疑に入る前に申し上げます。

本日の会議時間は、議事の都合上、あらかじめこれを延長いたします。

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（中西裕司君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

討論を終わります。

採決します。議案第24号 字の区域の変更については、これを提案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中西裕司君）

起立全員であります。よって、議案第24号は提案のとおり可決されました。

お諮りします。議員提案第1号の1議案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

御異議ないものと認めます。よって、議員提案第1号の1議案は、委員会付託を省略することに決しました。

#### 日程第20 議員提案第1号

○議長（中西裕司君）

それでは、日程第20. 議員提案第1号 鹿島市議会情報公開条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者を代表して提案理由の説明を求めます。10番議員徳村博紀君。

○10番（徳村博紀君）

議員提案第1号 鹿島市議会情報公開条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

鹿島市議会情報公開条例につきましては、市民に知る権利を保障し、かつ情報を共有することで市民に開かれた議会を実現すべく、平成12年12月20日に制定をいたしました。

今回改正を行う理由は、これまで市民、市内事業者、通勤・通学者、利害関係者に限定していた開示請求を「何人」とし、だれでもできるようにすることにより、さらなる開かれた議会運営を図るためであります。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（中西裕司君）

10番議員に申し上げます。

議案の説明を簡単にお願いたします。

○10番（徳村博紀君）

お手元の参考資料で、議員提案第1号関係資料の中で議員提案説明資料ですね、1号関係資料ですけれども、鹿島市議会情報公開条例の一部を改正する条例、新旧対照表がございま

す。旧のほうを書いてありますけれども、それを新のほうに、「第5条 何人も、この条例の定めるところにより、議会に対して議会情報の公開を請求することができます。」というふうに改めております。今までは先ほど説明したとおりのことでもございましたけれども、今回「何人も」という状況で、午前中に審議がございましたけれども、執行部と同じであります。市内、市外、性別、年齢などを問わないということで、「何人も」ということで盛り込んでおります。そして鹿島市以外の、これも執行部の説明と一緒に、市外を問わず、これも請求ができるということで盛り込んでおります。

簡単ですけれども、説明といたします。

○議長（中西裕司君）

10番議員、ちょっと待ってください。

暫時休憩をいたします。

午後5時3分 休憩

午後5時3分 再開

○議長（中西裕司君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○10番（徳村博紀君）

---

議員提案第1号

鹿島市議会情報公開条例の一部を改正する条例について

鹿島市議会情報公開条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成24年3月5日提出

---

提出者、鹿島市議会議員、徳村博紀、同じく伊東茂、同じく松尾勝利、同じく松本末治、同じく福井正、同じく橋爪敏。

以上です。

○議長（中西裕司君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

討論を終わります。

採決します。議員提案第1号 鹿島市議会情報公開条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中西裕司君）

起立全員であります。よって、議員提案第1号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の会議は明6日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後5時5分 散会